

第六十五回国会 法務委員会 議 録 第二十号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長代理 理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君 理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君 理事 福永 健司君

理事 畑 和君 理事 沖本 泰幸君

理事 岡沢 完治君 理事 鍛冶 良作君

石井 桂君 島村 一郎君

河本 敏夫君 松本 十郎君

永田 亮一君 渡部 恒三君

向山 一人君 黒田 寿男君

大原 亨君 中谷 鉄也君

土井たか子君 岡本 富夫君

横路 孝弘君 青柳 盛雄君

林 孝矩君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

總理府總務副長 湊 徹郎君

官 法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 法務大臣官房司 貞家 克巳君

法務大臣官房司 法務大臣官房司 眞家 克巳君

厚生省環境衛生 局公署部長 會根田郁夫君

通商産業省公署 保安局公署部長 森口 八郎君

委員外の出席者

議員 畑 和君

内閣官房内閣審 議官 植松 守雄君

内閣官房内閣審 議官 神川誠太郎君

法務大臣官房訟 務部第二課長 朝山 崇君

法務省民事局參 事官 宮脇 幸彦君

厚生大臣官房審 議官 横田 陽吉君

最高裁判所事務 局長 山崎 章夫君

最高裁判所事務 局長 長井 澄君

最高裁判所事務 局長 大内 恒夫君

法務委員會調查 室長 福山 忠義君

委員の異動
五月十七日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

同日
勝澤 芳雄君 補欠選任 八木 昇君

官以外の職員といたしましては、書記官、事務官、廷吏、この三名は絶対に必要な職員ということで、定員配置といたしましては二名というのは一庁もございせん。全部三名以上配置しております。ただ現実問題といたしまして、土地によりましては裁判所の職員にふさわしいその職種のものが得られないというようなことから充員が非常におくれておるといふことがございします。ために、三人の定員が実現できないとおるといふような庁が現実にはございまして、非常に残念なこととございしますけれども、充員不可能というような状況が三人に満たない庁であるという印象をお与えしているのではないかと存じます。

○横路委員 では、その定員ではなくて現在員が二名、三名にいていないというのはいくつございしますか。

○長井最高裁判所長官代理者 現在員、欠員の関係となりますと、任用したりあるいはききやめる、明後日採用できるといふ異動がございします。で、ただいまのところは私のほうで把握しております。人事のほうにはあるいは電報がまいておるといふかもしれませんが、総数といたしましては、独立簡裁二百八十一庁のうちあるいは二十庁くらいは充員できていない庁があるのではないかと考えておりますが、現在員の問題でございまして異動がございします。

○横路委員 そういふ二人のところは宿日直の関係はどういうことになっておるのですか。

○長井最高裁判所長官代理者 宿日直の問題はきわめて困った問題でございまして、近代的な職務体制からいへば時間外の勤務というのはいないことが原則であらうかと存じます。したがって、宿日直は廃止できずとも私どももいろいろ配慮いたしてはおるわけでございします。

その具体的な施策といたしましては、二百八十一のいわゆる独立簡裁と申しますか地方裁判所の支部のないところの簡易裁判所につきましては、極力庶務課長の宿舍を構内に設けるようにいたしまして、昨年度までに二百八十一庁のうち、

土地が狭いために、構内に建築のやむなきに至つたものもございしますけれども、大部分は構内で、百八十二庁、今年度の予算でさらに二十二庁追加の予定になっております。このようなところでは庁舎と宿舍がほぼ一体となつておりますので、実質的には宿直がなくても職務上支障のない形がございするわけでございしますけれども、先生も御承知のように、裁判所につきましては、いろいろな令状の關係、あるいは上訴、抗告の關係の書状、あるいは時効がききより成立するといふのできよりの十二時までに訴状を出さなければいけないというやうな、緊急の受付を要する事件が法律上受領を義務づけられていふといふやうな關係もございまして、実質的には廃止できる形でございまして、法律上これを正面からやめてしまふといふことは、国会の御審議を仰がなければ実現できないといふやうなこともございします。このやうなものにつきましても、たとえば令状の受理につきましては、ある庁にまとめるとか、あるいは地方裁判所の支部の庁にまとめるとか、あるいは地方裁判所し合わせによつて日直を廃止する、事前に連絡を受けてからそのやうな職務をするといふやうな形をとるやうにいたしまして、ただいま事実問題としての日直が何とか廃止できないかといふことを内部的に検討しておる段階でございしますが、はつきり何月何日から宿直を廃止する、日直を廃止するといふことになりまふと、法律上の改正を要するといふ問題も一部ございまして、明確に申し上げることは困難でございしますが、その方向で、たとえば庶務課長の宿舍を構内に建てるというやうな手当てをいたしまして、職務の近代化に努力いたしておる現状でございしますが、その実現につきましては、もうしばらく時間をかしていただきたいと思つております。

○横路委員 その宿舍ができていふところについては、宿日直は実質上は廃止になつていふわけですか。つまり、そこに住んでいる人がいるわけでしょう。あともう一人いるわけですね。その人は宿日直をやらぬで済むやうな体制になつていふのですか。

○長井最高裁判所長官代理者 通達を出して日直を廃止する、宿直を廃止するといふことは、法律違背の問題が出ますので、非常に申し上げにくいところとございしますけれども、たとえばあすはやむを得ない用事があるのですが、庶務課長レクリエーションに出かけないで自宅におられますか、留守番がおられますか、連絡があれば戻つて職務するといふ形では、あるいは事実上便宜的な措置を講じている庁はあるいはございしますけれども、せんが、まだ通達によつてそれを明確にするといふ段階には到達していません。これを明瞭にするといふものはやむを得ない、内部的に検討している段階である、こゝろを答へさせていただきますか。

○横路委員 そうすると、四、五人といふのが非常に多いわけですね。これはどのくらいありますか。

○長井最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げました二百八十一庁の独立簡裁のうち、三人庁が約百庁でございしますから、残りの百八十一庁が四人以上の庁になるわけですが、四人以上の庁で四人が何人、五人が何人という調べはちよつと持つてきておりません。

○横路委員 独立簡裁なりあるいは地方の支部といふのは、そういう意味で非常に職員の皆さん方苦勞されていふわけですね。仕事そのものはそんなに忙しいといふことはないけれども、時間的な拘束といふものは非常にあるわけですね。特に宿日直の關係で、その辺のところを廃止の方向で検討されるということは前にもお答えになつていふやうでありますけれども、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。この間の予算の分科会の際にも指摘しておいたわけですが、最高裁判所が非常に新しい建物、りっぱなものができると、それはそれでけっこうなんですけれども、しかし一方、一番を充実していくといふ方向から見ると、その職員の問題とか施設の設備の問題といふのはやはり整備をしていかなければならぬと思ふのです。たとえば、私のほうの北海道のいろいろな

裁判所、支部等を見てみると、小樽あたりの支部でも証人の待合室がない。みな廊下でずらつと待つていふ。それから岩内あたりに来ますと、弁護士の控え室だつて暖房が全然入っていないから、みなオーバーを着て、時間が来るまでがたがたふるえながら待つていふ。結局書記官のところに行つて、そこでストーブにあたらせてもらつていふやうな状況でして、一般の人の控え室も同じ現状です。東京あたりでも、豊島の簡裁あたりでもやはり控え室がなく、廊下にずらつとみな待つていなければならぬといふやうだ。豊島は聞いた話でありますけれども、そういうことを考えると、もう少し簡裁なり支部なりの建物を充実していくといふことも、きちんと計画的におやりになる必要があるのじゃないかと思ひますけれども、その辺のところはどのやうになつておりますか。

○大内最高裁判所長官代理者 ただいま簡易裁判所の庁舎の問題につきましてお尋ねをいただいたわけでございします。お答え申し上げますが、御指摘のやうに、北海道の管内におきまして、まだ老朽の庁舎あるいは設備の不完全な庁舎が残つておりますことは事実でございします。いま御指摘の岩内でございしますと、そういうところはほそくそうした古い庁舎でございしますから、不十分な状況があらうかと思ひます。また証人の控え室などについても、必ずしも十分な設備が整つておりませんので、訴訟關係人に御迷惑をおかけしているといふやうな現状も確かにあるだらうと存じております。東京管内の豊島簡易裁判所もあつていふ場所でございますので、確かにそういう事情も残存しておると考えております。私もいろいろ検討しては、そういう状況を一日も早く解消したい、かやうに考えております。

北海道につきましては、御承知のやうに、現在札幌高等裁判所、地方裁判所の合同庁舎をつくつております。ほかに、最近におきましては、旭川の裁判所が完成しました。お尋ねの支部、簡易裁判所につきましては、浦河でございしますとか、江差でございしますとか、富良野でございしますとか、

そうした裁判所が次々に新設されているという状況でございます。

東京管内におきまます簡易裁判所につきましては、数年前から整備をされておまして、まず大森の簡易裁判所、次に渋谷の簡易裁判所といったところをやり、本年度は中野の簡易裁判所の改築をいたすという段取りになっております。若干時間がかかりますけれども、一日も早くそうした整備を急いで、御趣旨に沿うように努力いたしたい、かように考えております。

○横路委員 それは何かきちんと計画を立てておやりになつてゐるわけですか。

○大内最高裁判所長官代理人 ひとつの計画といたしまして、戦前に建築された木造の庁舎、これを最優先的に考えまして、昭和四十八年度までは改築を完成したい、そうした計画を昨年度から立てまして、四十六、四十七、四十八の三年計画というものを樹立いたしております。それが一番基本的な計画でございます。その中でも積雪寒冷地でございますとか、その後の建築でございますけれども、老朽庁舎でございますとか、そうした事情をかみ合せて、計画を実行しておるという段階でございます。

○横路委員 ぜひそういう方向で進めていっていただきたいと思つております。

それで、時間もございせんので、定員の問題についてお伺いしたいのですけれども、最初に四十三年度の決算——この前衆議院をたしか通つたはずであります。この決算の中で、人件費関係のところでは不用額といたしております。職員に欠員があつたので、職員俸給を要することが少なかつた等のために生じた不用額といたしておりますけれども、この不用額の中身について少しお尋ねしたいのです。

この、職員に欠員があつたという欠員の中身ですね。これをちよつと御説明いただきたいと思うのです。

○大内最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

四十三年度の欠員でございますが、裁判官が七十人、それから秘書官が九名、それから一般職が二百二十四名、合計三百三十三名と相なっております。

○横路委員 ちよつとその一般職の中身を、行(一)の書記官、家裁調査官、速記官、事務官そのほかという区別をされておられますか。この区分で何名かということをお答え願ひたい。

○大内最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

先ほど一般職の欠員が四十三年度で二百二十四名と申し上げましたが、その中で行政職(一)表の、行(一)の職員でございますが、この数が二百九名でございます。それから行(二)の職員は欠員でございます。それから医師でございますが、これが十五人、合計二百二十四名と相なっております。

○横路委員 その二百九名の内訳を書記官何名、家裁の調査官、これは補も含めて、速記官、事務官その他という区別でひとつ……

○大内最高裁判所長官代理人 それでは順次申し上げます。行政職(一)表職員の二百九名の内訳でございますが、教官が十四名、裁判所調査官が二十一名、それから書記官が九十四名、速記官が十七名、家庭裁判所調査官が十九名、家庭裁判所調査官補が二名、それから事務官が四十二名、技官が三名、工事が一名、廷吏が五名、タイピストが十六名でございます。以上が欠員でございますが、事務官に二十五名の過員がございまして、差し引きますと二百九名の欠員と相なるわけでございます。

○横路委員 そうすると、決算の不用額というのは、そういういま御説明いただいた欠員合計三百三名ですね、その欠員の三百三名が一応補充できなかつたからということで決算されている、つまりこれは不用額として返した、こういうことになるわけですね。

○大内最高裁判所長官代理人 そのとおりでございます。

○横路委員 それでは財政法上の問題ですけれども、

も、一応予算の上ではいろいろ定員というのはいきめられております。四等級何人、何が何名というふうな非常にこまかくきめられてゐる。その辺のところこの決算の關係ですね。決算になると、そういう決算のしかたじゃなくて、これは人件費総額として決算されているわけですから、これはそれぞれ、たとえば書記官なら書記官何名というのを基本にして予算がつく、それから速記官何名というのについて予算がつく。その間の流用というものは、これは法律的には別に問題ないでしょう。

○大内最高裁判所長官代理人 法律的には問題ございません。

○横路委員 それから予算からいくと、四等級で、たとえば速記官の場合、四百三十六というところになっておられます。五等級は四百三十五というところになっておられます。この四等級、五等級というのを上に上げる、五等級を四等級にするという場合には、大蔵の承認とかそういうものは要るわけですか。

○大内最高裁判所長官代理人 それは等級別定数の折衝ということで大蔵省との折衝が必要な事項であります。

○横路委員 そこで、昭和四十年から四十六年までの「職員の定員の変遷」という表をいただいておるわけですが、欠員ですね、速記官だけについてでけっこうですか、昭和四十年から四十六年まで、ちよつとお知らせ願ひたいのです。

○長井最高裁判所長官代理人 速記官の定員につきましてはお手元に差し上げてございます。欠員につきましてはちよつと準備がございせんが、大体二十名前後、十七名の場合、二十一名の場合というように移動がございまして、二十名前後の欠員ということに相なっております。

○横路委員 そこでこの速記官の養成の問題なんですけれども、現在書記官研修所の中に速記部というふうなものを設けてやつておられるというところで、それは毎年大体何名ぐらい養成しておるわけですか。

○長井最高裁判所長官代理人 速記官の養成は非常にむずかしい過程をたどりますので、途中で変遷というか減員がございまして、約五十名を目標に入所させまして養成いたしております。

○横路委員 それは五十名ちゃんと集まつてゐるのですか。

○長井最高裁判所長官代理人 五十名に満たない場合もございまして、予算上五十名を目標にいたしました試験をいたしまして採用いたしております。これは御承知でございますが、速記官は非常に平均的な能力の要求される職種でございます。法廷に出て、早口の人もあるいは発音の明確でない方もございまして、これを正確に記録に残していくというためには、非常な精神的な緊張とそれから判断力と指の動きというものが一定の能力以上でございまして、記録が落ちて取り返しのつかないことになるというこのために、五十名採用いたしましたけれども、ほんとに速記官として能力が保証されて勤務できるという人が、そのすべてに実現できる、備わつてゐるというわけはございませんので、非常に気の毒でございますけれども、途中で脱落して、もとの職場に帰るといふ人もございまして、これだけの採用した人がすべて速記官として任官できるという現状ではないきびしい職種であるということをお知らせ申し上げたいと思ひます。

○横路委員 その募集はいまどういふ人を対象にやつてゐるのですか。

○長井最高裁判所長官代理人 これは内部から速記官を希望する人を募集いたしまして、一定の試験をいたしまして採用して修習させております。

○横路委員 それはどうして一般公募ならぬのですか。

○長井最高裁判所長官代理人 一般公募いたしますと、それだけ欠員が充員されて——現在裁判所の中にはそれだけの人員がおるわけでございますから、それを公募しますと、それだけプラスになつてくるということがございまして、もちろん、やめた速記官については公募もできるわけござ

います、内部的に希望する人がかなりござい
ますので、まず内部で充足していくという方針を
とっております。

○横路委員 いま外部から速記を入れていま
すね、東京地裁なんか。あれは、たとえば去年なら
去年でもけっこうです、おとしでもけっこうで
すが、何名、大体時間幾らぐらいのお金払って、
どこの裁判所、東京地裁だけというようにも聞い
ておりますけれども、入れておるのか、その支出
は予算上この項目から出ているのか。

○大内最高裁判所長官代理者 横路委員からの発
言のように、東京地方裁判所におきましては外部
の速記者もあわせて使っておるというのが現状で
ございまして。それは私も耳にいたしておりまし
ところでは数社、三、四社くらい速記業者がある
ようございまして、そこにお願いをして速記を
してもらおう。単価は一時間当り四千四百円とい
うことになっております。

そこで、予算でございしますが、予算は東京地方
裁判所の裁判費の中でこれをまかなっておるわけ
でございまして。

そこで、何名くらい使っておるかということ
でございしますが、これはいろいろ事件が集中的に係
属してそれを処理する緊急の事態にいたしたことに
即応するためにやっておるわけございまして、
私もそのために裁判に関係のあることとして
ございまして、あまり人数その他までつかんでお
りません。これは東京地方裁判所が実際の運用
として裁判費の中で支出をいたしておる、こうい
うことに相なっておるわけでございます。

○横路委員 その人数はわかりませんか。つま
り、入れているということと足りないということ
でございまして。足りないということのために養成し
なければならぬ。その養成は、私の聞いているところ
ではやはり中からの人員というものが非常に
少ないわけですね。まだまだ大幅に入れなければ
ならない問題があるわけでしょう。そこら辺の
ところをもう少し、何名大体雇用しているのかとい
うのはおたくのほうで調べればわかることなん

で、まだお調べついでにませんか。

○大内最高裁判所長官代理者 実情を申し上げます
と、まだそこら辺の調査はいたしておらないのが
真相でございまして、裁判費でございまして、
私もそのためにいたしましては外部速記に限らず、裁判
費の運用につきましましてあまりこまかい調査をいま
まで実はいたしておらないのが実情でござい
ます。

○長井最高裁判所長官代理者 その点につきまし
て……。

お尋ねのように、速記官が不足であるから外部
速記を頼んでいるのではないかと、そのためには増
員をすべきではないかという御指摘でございまし
て、まことにそのとおりでございまして。ただ一つ
には、先ほど申し上げましたように、速記官が
非常に緊張と能力を要求される職種でありますた
めに、今日外部から募集いたしても応募してくる
人が少なくなっている。御承知のように速記官は
高校卒の一番、二番というよりなすぐれた素質の
人がかかる先輩に入っておりますが、最近そうい
う人が志してこなくなつたというところが内部募集
に踏み切らざるを得なくなつた一つの原因でござ
いまして、そのほかに、これは定員運用上の一つ
の隘路でございまして、すべての需要を
まかなう定員というところは一番大きな場合を考
えてパイプをつくるということとございまして、ふ
だんはそれほどたくさん水を流す必要はないとい
うような場合には、やはりふだんの需要に備え
るだけのパイプであつては臨時的にパイプを設定す
るという形での——たいへん恐縮なたとえでござ
いますけれども、外部速記にたよるといふことは
予算の効率的な使用あるいは職員間の負担の均衡
という点からやむを得ない措置という形で外部速
記の運用という問題が出てまいっておるわけでご
ざいまして。私もそのためにいたしましては、やはり速記
は職務内容としては従来の要領筆記よりはまさる
こと数等でございまして、この補充は念願してい
るところでございまして、縮小するとか減員する
というよりな考えは毛頭ないわけでございますけ

れども、御承知のように非常に緊張度を要求され
るという、執務の近代化には逆行するような職務
内容が内部にございするために、これを伸ばすこ
とに非常に悩まを感じておるわけでございます。
その解消をいたしまして、たとえ時間を少し延長
しても反訳の時間を少なくするというこのため
に、コンピュータの導入による自動反訳装置とい
うようなものの研究を開始いたしておるわけ
でございますけれども、やはり緊張度を要求でき
る時間というものはおのずから限度がございま
して、この点でも充員難とあわせて私ども非常
な悩みをかかえているわけでございます。この点
については新しい近代的な能率器具の検討により
ましてこの隘路を打開していきたい。研究して
おるわけでございます。

○横路委員 ちょっとくどいようですが、すけれども、
その東京地裁で外部から入れているやつ、単価四
千四百円ということですが、総額幾らですか、お金
の面です。

○大内最高裁判所長官代理者 これはあるいは東
京地方裁判所に調査いたしますと総額はわかるか
もしれませんが、先ほど申し上げましたように、
東京地方裁判所の予算の支出として実行としてそ
れをやっているわけでございます。裁判費と申し
ますと、消耗品でございまして、電話料でありま
すとか旅費でありまして、全体をひくくろめて
裁判に必要な費用、それを裁判費といっているわ
けでございます。非常にこまかいものに分かれて
おるわけでございます。でありますので、それを
全体的によく精査いたしまして集計いたしません
と、その総額はつかめないということになっていま
す。私もそのためにいたしましては、裁判に關係のある
費用でございまして、東京地方裁判所の運用を
まかせておるというものが実情でございまして、現
在のところまだ総額を調査もいたしておりませ
ん、持ち合わせもいたしておらないという現状に
なっております。

○横路委員 それはちょっとしたら調べて報告し
てもらえますか。

○大内最高裁判所長官代理者 必要がございま
したならば私どものほうでさらに調べまして、適
当な方法によつてお知らせ申し上げます。

○横路委員 それはぜひ調べて報告をしてもら
いたいと思ひます。

そこで、いま長井さんからも御答弁があつたの
ですが、これはこの前もお答えになつておるわけ
ですが、人員をさらに速記についてふやすという
ような方面での補充ということとはもう少し検討の
余地がある。そしていまおっしゃつたコンピュ
ターを活用しての速記制度の大幅な補充あるいは
別の余地、いまおっしゃつた導入ということだろ
うと思ひますけれども、そういうことで現場の
速記官の人というものは非常に不安を持ってい
るわけですね。不安を持ていけると同時に、東京地裁
がなせ入れているかというところや足りぬから
なんですね。その辺のところを現場の不安に對し
て皆さんのほうで一体どう考えたられておるの
か。

その問題の背景には、これからお尋ねしてい
ますけれども、やはり速記官の欠員の具体的な中
身というものが問題の背後にあるわけでありま
して、その辺のところを基本的な方向として、もう
速記官制度というものは将来やめてしまふのだ。
だからそれで養成も十分やめ、定員は定員と
してこれはもう五、六年九百三十五名ですつと
しているわけですね。どうもそういうような考えが最
高裁にあるのじゃないかということで、私も法律
家の一員として裁判所の職員の人とよく話を
機会がある、札幌あたりあるいは地方へ行つた
ときも話をすると、皆さんそういうことをおっしゃ
られるわけですね。ともかくどこへ行つたつて速
記の人というものは仕事がいへんだ、なぜ人員を
補充してくれないのかという要求をいつも出して
いる。たしかおたくのほうにもそういう要求とい
うのはずつときいておると思ひます。その辺あた
りの問題ですね。速記官の将来的な展望というこ
とでどのようにお考えになつておるのか、やはり

かという御質問でございますとお答え申し上げます。速記官の皆さんは、速記から逐語的な記録へ向かわざるを得ない。ことに最近の公害の問題等になりますと非常に専門的な特殊な用語が出てまいりまして、要領速記ではとうてい録取できないわけでございますから、そういうものの正確な記録という観点からも速記官制度あるいはこれに関連した制度の拡充ということは、人員の面におきましても機械の面におきましても、これから考えてまいりたいということでございます。

○横路委員 いまの毎年の速記の養成の人員というのは、現実にはその年の消耗した分つまり退職したり病気でやめられたりというような分を補充する程度でしょう。だから予算上の定員はこのままでも、まだまだ実質的に人員をふやすということとはできず、思ふのです。欠員が二十人いるという答でございますけれども、その二十人だつてきつと穴埋めするような増員計画、養成計画というものを立ててやらなければならぬと思ふのです。それには何か先ほど一般公募で人が集まらぬから内部的な採用に改めたのだということだけれども、しかし、そうではなくて、一般募集をやるべきだというのが速記官の人たちの意見じゃないのですか。

○長井最高裁判所長官代理者 あるいは速記官の皆さんの中にもそういう御意見があるかも知れませんが、先ほど申しましたように、速記官としてたえ得る人ということがきわめて獲得が困難でございます。御指摘のように減員をいろいろして食い止めるといふような養成計画しかいまの段階ではできないのでございまして、けれども、先ほど申し上げましたように、もう少し執務の負担の軽減された形の執務内容ということが実現できまじと、この隘路が解決できないと思ひます。速記官の皆さんの負担は非常に緊張の連続でございます。これをもう少し緩和された執務内容として考えなければ、一その増員ということがおぼつかしいのではないかと見通しを持っております。

なお、この点につきましては、速記官の皆さんと日ごろ接しておられますけれども、なお十分意見を聞きまして、速記官制度に不安が残らないようによく意見を聞いた上での検討をして、円滑な運用をはかっていきたいと思ひております。

○横路委員 どうも私、その答弁では納得できないのです。ちよつと話は戻りますけれども、四十三年度決算の場合の欠員というのはいつ現在の人員になつてゐるわけですか。

○大内最高裁判所長官代理者 十二月一日現在でございます。

○横路委員 四十三年度の……

○大内最高裁判所長官代理者 そうでございます。四十三年度十二月一日でございます。

○横路委員 そこで、前の議事録をいろいろ調べてみますと、四十三年度四月五日の内閣委員会が国家公務員災害補償法のいろいろの議論といたつて、それに関連してわが党の大出さんから欠員の問題も含めていろいろ話があつたわけですね。私もここの分科会の方で速記官の名簿について提出をしてほしいというお願いをして、提出をされましたことだったのでありますが、何かまだ作業が終つていないようなのです。これはいつごろまでにお出しいただけますか。

○長井最高裁判所長官代理者 お約束を履行しないでたいへん申しわけございませんでした。お呼び申し上げます。実はもう届いてゐると思つておりましたのですが、昨日差し上げていないことがわかりまして、さつそく準備したいと思ひますが、これは速記官だけの名簿というのにはございせんので、裁判所の職員の名簿がございせんからさつそく本日お届けいたします。その中には全速記官の氏名、配置が掲載されてございまして、

○横路委員 それはここのものはいいですが、決算のときのものをいただきたい、四十三年度十二月のもの。

○長井最高裁判所長官代理者 ちよつと私のほうでその名簿を差し上げたのかと思ひまして昨日調べてみました。私のほうで作製いたしましたものでございまして、あるいは速記官の同窓会が何かで作製したものでございせんでしょうか。

○横路委員 いや、私の質問の趣旨は、いま現在の名簿じゃなくて、四十三年度の十二月一日のときの名簿をできれば提出をしていただきたいということなんです。これは決算のときの根拠になつてゐるわけですね。

○長井最高裁判所長官代理者 四十三年度当時の在職状況をつかむというのは、ちよつと私のほうでつくつた名簿でございまして出してくるのでございまして、内閣委員会ですと私のほうから提出したという関係がちよつとよくわからないのでございまして。

○横路委員 いや、四十三年度の四月五日の議論のときに、大出先生が速記官の名簿を手にされていろいろの議論をされてゐるわけですね。これは皆さん方お出になつてないから、内閣委員会には出席する必要はないからといつてお断りになったというが、事情を聞いてみたら、そのときおたくのほうから速記官名簿を出されてゐることだけは間違いないように思ふ。ここの予算の分科会の際も名簿を提出されるということ、いまの名簿をもらつてもいいわけですね。できれば四十三年度十二月一日の決算の基礎になつてゐるところの名簿をお出しただければ、私のほうで決算書と突き合せていろいろ調査するのに役立つので、できれば十二月一日の名簿を出していただきたいい、こういうことです。

○長井最高裁判所長官代理者 歸りまして、当時そのようなものが作製されておりましたれば、そのものをお届けすることにいたします。もし見当たらないと、各人の履歴に当たりましたら四十三年度当時の再現実現するといふたいへんな作業になりますので、その点は御了承いただきたいのでございまして……

○横路委員 できればそれでいいですけれども、ただその四十三年度の議事録を読みますと、そこで定員何名、欠員何名と言つておられるけれども、実際裁判所の職員名簿には何名しかいないというところが現実に人事院のほうで大出先生で議論されておるのです。ですから、その名簿あるはずでありますから提出されたものでしょう。だから、もしそういうことでおたくのほうで出したものでしたら、私のほうにもそれと同じものを出していただきたいいし、もし作業がたいへんでしたらここのでもけつこうです。それから出していただきたいい。それでよろしいですか。

○長井最高裁判所長官代理者 御趣旨わかりましたから、さがしましてございましてからお届けいたします。

○横路委員 時間が一時間という約束で来てしまひましたので、最後にこれは指摘だけでやめておきますけれども、この分科会の際にもいろいろ議論されて、おたくのほうには欠員はもうこれだけだ、速記官について何名、速記官について何名という公式的な見解を御表明になつたわけですね。速記官については二十名前後、書記官については七十名前後。しかし、現実には、北海道の裁判所のものを調べてみると、実際はそんなものじゃないわけですね。たとえばおたくのほうで速記官二十名ということになりまして、全国のいろいろのところを割り振つて考えてみると、その数は北海道から推定してつたてなかなかないう数にならぬ。それから法曹会というところを出してゐる、あれほどの程度権威のあるものか知りませぬけれども、職員録ですつと拾ひ上げてみると、そうするとおたくのほうの言つておる数字にはならぬわけですね。相当大きな開きが現実にあるわけですね。そうすると、これは財政法のいろいろの問題も出てくるでせうし、決算も四十三年度のはまだ参議院で審議してゐるはずでありますけれども、いろいろのそういう問題が出てくると思ひます。その辺のところを数字をもつて、事実をもつて明らかにすること、こゝでなければ、いま言つた速記官の問題にしても、おたくのほうで人員をふやすんだふやすんだと言つても、それは欠員二十名という把握だからさうい

議論になるわけです。二十名を養成すればいいのだからということになるわけです。そうでなくて、たとえば職員録で調べた数を見ますと、二十名というよりな数でなく、欠員が三百とか四百という数字になっておるわけです。それだけ養成しなければならぬということだから、私は一般公募に募集というものを切りかえなければならぬ。機械を入れたっていまの人員で足りないから、そういう方法でもってとにかく人を補充する、人員を拡充するという方向でなければ、いまの速記官の問題は解決しないと思う。書記官だって同じです。七十名ということをおっしゃっておるけれども、法曹会で出しておる職員録を見ると二百、三百という数字ですよ。

だから、それをやはり拡充しなければならぬといふことになる。いまの養成制度そのものだって、前提の数字が違うのですから、ただその辺のところは公式的なものは公式的なものでよろしいけれども、具体的に皆さんが部内でやられる場合には、そういうやはり現状をきちつと把握された上で作業をやっていくかといふ、私はあとで大きな問題になるのじゃないかと思うのです。私は、その辺のところを書記官はもっと確保してほしいし、人員として拡大してほしいし、速記官についても養成所の定員をさらにふやしてほしい。内部的には欠員になっておる分はさらに埋めるという募集体制なり中での養成計画というものをきちんとお立てになってやらなければ、職員の負担というものがかんたん重くなるということだけでよい裁判をすることはできない。最高裁だけりっぱな建物をつくっても、一審充実強化ということとは裁判官の数をふやすことだけでなくて、そこで働いておる書記官から速記官から廷吏の人から——たとへば学生事件一つあれば、ほかの法廷全部休みにして書記官から速記官全部動員して機動隊のかわりみたいなことをさせておる。そんなばかでない。そういうことはやはり人数が足りないからでしよう。だからそこら辺のところを、それは予算上の定員は定員でいいから、要するに中身の問

題として充実するという方向で検討してもらう。

そういう公式的な御回答だけいただくようだったら、やはりこれは私たちとしてももう少し検討すべきものを検討して、少し別な角度からの議論をしなければならぬというふうに思うわけです。

そういうことで、時間が来ましたからこれで終わりにしますけれども、ぜひそういう具体的な中身をとにかく充実するという方向での計画というものを、しかも上だけよくするというのじゃなくて、下のほうで働いている人たちを大切にすること、いう姿勢でぜひこの裁判というものをそういう面からも強化をしていく。真実を発見するための裁判というものをそういう面からやはり実現していくという姿勢というものが、最高裁当局に私は一番望まれることじゃないかというふうに考えて、こういう質問をしたわけでありました。また別の機会に、さらにもう一步突っ込んだ議論を、これからおたくのほうのそういう養成等の動きなんかも見ながら議論を進めていきたい。

きよりはこれで終わりにしたいと思います

○小澤(太)委員長代理 岡沢完治君。

○岡沢委員 最初に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律、この法律の基礎になっておる

下級裁判所の設置基準の時点ですが、法律を見ますとこれは昭和二十二年の法律第六十三号、そうしますとこの法律の成立した二十二年が一応の基準だと思いますが、そう考へてよろしゅうござい
ますか。

○長井最高裁判所長官代理者 御指摘の通りに、昭和二十二年が基準として設置されておるわけでありませう。

○岡沢委員 この法案の審議に関連して与党の羽田野委員、ただいま社会党の横路委員から質問がありました。そのお二人に共通した点で、下級裁判所の統廃合について非常に重要な指摘がございました。私も何回かこの問題について質問をさせていただきました。今度提案されました法律案の中身も、結局は名称の変更とか区域の変更とか、形だけの変更であって、この提案理由にもいざい

ますように、市町村の配置統合あるいは人口移動、特に最近の道路交通事情の変化あるいは電話を中心にした通信事業、こういう面を配慮した実質的な簡易裁判所あるいは地方裁判所の適正配置について、議論をされながらほとんど前進をしていないというのが現状ではないかと思いますが、裁判の能率、裁判官あるいは書記官、事務官の方々の適正配置ということは、いい裁判をするのときわめて密接な関係があらうかと思えますから、この下級裁判所の統廃合について具体的にどういう努力をされ、あるいはどういう計画をお持ちか、お尋ねします。

○長井最高裁判所長官代理者 下級裁判所の整理統合の問題につきましては、ただいま御指摘のよう
に、昭和二十二年の時点におきまして法律が制定
されましてから実質的な変更は一つも行なわれ
ていない。整理統合といいますか、近代の日本の
社会にマッチした裁判所の設置という点での検討
が十分ではないかという御指摘と存じまして、
まことに同感に存ずる次第でございます。

現在の裁判所が設置されましたときには、一応の基準といたしまして、小額の民事事件、比較的輕微な犯罪に關する刑事事件、これを簡易迅速に処理させるために、警察署の管轄の一つまたは二つごとに一つという基準で設置されたと説明されておりますが、ただいま簡易裁判所の事件数は、民事訴訟事件が、これは年度によつて変わりますけれども、大体年間十二万件、刑事の訴訟事件が四万件、これを一件以内の幅で前後いたしましたしております。そのほかにいろいろな略式命令であるとか道路交通の即決事件、そのほかいろいろな輕微な手続の料料の決定に至りますものまで入れますと、訴訟事件を含まして年間約二百万件の事件が係属いたしております。これは道路交通關係の事件処理が、反則金等によりまして裁判所の管轄からはずれましたために、かなりの減少を見まして二百万件になっているわけでございます。

これを、今年度増員していただきました分を含めまして、簡易裁判所の判事が七百六十九名と

でございます。一応この裁判官によりまして二百万件の事件を処理するという關係で計算をいたしますと、一人前の事件数というのはごくわずかになるわけでございます。年間含めまして二千五百件、それを一日に計算しますと、かなり少ない件数になつてまいりますけれども、そのような形で裁判官を配置いたしましたして、現在の事件数に見合った定員を設定いたしますと、一人前に足りない裁判所が五百七十庁、このうち十六庁は事務移転をしておりますから現実に開設はしてありません。それを差し引きしました五百五十四庁のうち、一人前に足りないものが約四百ございます。○一人前にならない裁判所もかなりございますが、配置しないわけにまいりませんので、これは二つの庁を合わせて一人というような形で配置を余儀なくされておる。裁判官とそれ以外の一般の職員も必要なものを配置するということになりますと、實質的に多数の事件を処理する庁というのは非常に片寄つてまいっておるわけでございますので、最近の交通事情等を考えまして、やはり裁判所の整理といえますと消極的という批判を受けますけれども、合理的な配置への検討の努力というのはぜひいたさなければならぬものと考えておるわけでございます。

現に、整理統合につきましては、私のほうでも法務省と調査をし検討いたしておるわけでございますけれども、日本弁護士連合会におきましても、昭和三十九年の三月二十六日に、最高裁判所長官に対しまして、「簡易裁判所の整理統合に関し要望の件」ということで、百三十三庁、調査の結果これだけは整理してほしいという御要望も出ておるわけでございます。その後、臨時司法制度調査会におきましても、具体的な数は出てまいりませんでしたが、整理統合の基本方向を打ち出しておられますして、法務省、最高裁判所での実施についてはたびたび検討の機会を持つておるわけでございますが、何ぶんにも地元の御要望と一致しないので、この法律を改正していただくということが困難でございますために、法律提案御当局とし

でも慎重な態度をとられまして今日に至っておるわけでございますが、私どももいたしましては、何とか地元の御意見もおまとめいただきまして、合理的な裁判所の配置ということは一日も早く実現していただきたいというふうに念願しているわけでございます。

○岡沢委員 いまの総務局長の答弁を聞きまして、現在の下級裁判所、特に簡易裁判所の配置が不適正であり、人口の密度に比例をしないし、現在の交通事情その他にもマッチしないということも十分お認めで、適正配置の必要性を何回かこの場所でも御答弁になりながら、現実には十六万の未開庁の庁が現に存在したり、あるいはいまおっしゃったように事件数からすると○一人前にも満たない簡易裁判所が多数存在する。私は全く時代おくれと申しますか、裁判所の時代適応性を疑わざるを得ないような現状であると思っております。もちろん地元の要望を全く無視しろというわけじゃありませんし、税金のむだづかいあるいは裁判官、裁判所職員の負担の平均化あるいは能率化、近代化等を考えました場合に、この問題は、一部の地元が、刑務所とは違ひまして裁判所は残してほしいという要望があるからといって、優柔不斷の、現在まで形式的な廃止はされませんでしたけれども、実質的な人口移動、交通事情に應じた配置等をなされたいというところはむしろ怠慢ではないか。われわれ自身もこの点については反省をいたしましたけれども、積極的にこういう法改正案を出しになる場合、人口移動に見合った、あるいは交通事情、通信事情に見合った適正配置について、思い切った提案をなさるべき時期に来ているのじゃないか、むしろおそ過ぎるのじゃないかという気がするわけでございます。同じような問題が、衆議院あるいは参議院の定数と有権者のアンバランスの面で指摘されるわけでございますが、この面は政治的に非常にむずかしい問題がありまして、なかなか実現困難かと思ひますけれども、これだつて当然実現しなければならぬと同じように、この裁判所の廃止統合につきまして

も、思い切った勇断を示していただくことが、裁判所が国民から信頼され、あるいはまた税金を合理的に使い、あるいは裁判所職員の負担を平均化するという意味ではほんとうに必要な時期だと思ひわけでございます。先ほど申しましたように、もう少し具体的な計画立案があつてしかるべきではないかと思ひわけでございますが、総務局長の見解を重ねてお尋ねいたします。

○長井最高裁判所長官代理者 まことに御指摘のとおりでございます。怠慢のおしかりを受けてもやむを得ないものと存じております。私どもも、ただいまのような配置のために職員の不均衡からくる不満と非能率、予算のまことに効率を失つた使用というところについては、誠実におこたえなければならぬと思ひますので、法律の提案庁でございまして、整理統合の法案につきましては、早急に具体案を得まして御審議をいただきたいと思つております。

ただ、裁判所といたしましては、国民の世論を直接に伺うという機構にございせんために、国会御当局の御理解と御支援を特にお願ひ申し上げたいと思つておる次第でございます。

○岡沢委員 それぞれ議員には選挙区があつて、実際に提案された場合に、反対の動きがあることも予想はされますけれども、しかし、こういう場合にこそ見識が必要でございますし、一つの庁だけの統廃合とおっしゃいますと、非常に風当たりが強くまいりますけれども、全国的に、ほんとうに適正配置しなければならぬ地区が過密地帯にも過疎地帯にも充満しているだけに、一挙になさるという決断がかえつて活路を開く道ではないかと私は思ひわけでございます。

いま内閣委員会等で防衛予算あるいは四次防が大きな論議の対象になっております。これは四十七年度から五年間に五兆八千億を使い。私は憲法の精神あるいは近代国家の基本からいいますと、力にかゝるに法の支配ということが大原則だと思ひます。防衛庁予算を拡充することについては野

党こそつて反対でございますが、裁判所の予算、司法関係の人員あるいは施設の充実、近代化、合理化等につきましては、当委員会におきまして、超党派で、むしろわれわれが叱咤激励して、裁判所何してといるという面での批判こそいたしますけれども、予算が多過ぎるとかいうことで反対をしたのは一党もございせん。先ほどの横路委員の質問にいたしまして、速記官を中心にしたしまして、その充実について、野党側からの大きな要望、指摘があつたわけでございますし、われわれも、防衛庁予算は年次計画として、一次防、二次防、三次防、四次防と、これはほうつておいても政府のほうで非常に大きな膨張係数を示すような増加ぶりをなさいます。裁判所のほうでは、司法関係の予算をもつと充実、拡充をされまして、国民から信頼され、あるいはまた職員につきましても、誇りを持って仕事ができるような待遇あるいは施設改善について事務総局は意欲を示されていのではないかと。いろいろな最高裁の姿勢を中心に、司法権の独立等について国民の関心を呼んでいましてこの時期は、タイミングからいいたしまして、裁判所を人的にも、質的にも、物的にも充実する絶好の機会であるし、このこと自体は大きな目で見れば、日本が平和国家、民主国家として進むのにきわめて正しい方向である。防衛予算を削つても、四次防の十分の一の予算でも大きな裁判所関係の改善、改良につながると思ひます。経理局長もおいででございますが、もう少し雄大な計画で裁判所関係、司法関係の予算、人員あるいは施設についての充実を年次の立案される御意思はないかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○大内最高裁判所長官代理者 ただいまお話がございまして、当委員会におきまして、常に私どもの裁判所の予算につきまして、非常に御理解また御鞭撻をいただきまして、常々感謝申し上げております。その上にただいまさらに非常に御理解のある御支援、御鞭撻のことばを賜りましたので、私どももことに身にしみて感謝いたす次第でございます。

私どももいたしましては、この機会にさらに心を新たにしまして、裁判所の人員、施設その他裁判上必要な経費の充実につきまして、特段の努力をいたしたい、かように存じます。

○岡沢委員 ここで感謝してもらつても、具体的に計画を立案していただき、大蔵省とも折衝してもらひ、国会に閣議の限りは、法務委員会ではほんとうに共産党から自民党まで一党といえども、裁判所関係の予算について、多過ぎるとか批判をしたことはないわけでありまして、むしろ少な過ぎる、充実がおくれ過ぎる、近代化、合理化がおくれておるといふ指摘を野党こそつてやつておるわけですし、私は絶好の機会じゃないかと思ひわけでございます。ぜひ前向きに具体的に検討していただきたいと思ひます。

これはこの機会に、先ほどの統廃合と結びつけますが、何回か私はこの場所でも御提案いたしました巡回裁判所の思想、たとえば先ほどの横路委員の御出身地の北海道とか東北とかあるいは九州なんかでは採用する時期に来ているのではないかと。道路事情、通信事情、先ほど申しましたようなことを考え、あるいは裁判官の子弟の教育等を考え、あるいは執務の合理化、能率化等を考えた場合、ぜひ巡回裁判所を実現するための努力をなさるべきタイムリーな時期に来ていると感ずるわけでございますが、御見解をお聞かせいたします。

○長井最高裁判所長官代理者 巡回制の採用につきましては、内部的には検討いたしておるところでございます。現実の問題といたしましては、たとえば北海道の旭川地方裁判所におきましては、管内の支部には裁判官の配置を現実にはとりやめまして、本庁から事件のつど出張して裁判をするという形式で、実質的な巡回制の採用をいたしておるのでありますが、これをさらに制度的に確立していくという努力が必要で段階に来ていられると考へられますので、なお関係の局とも連絡

をとりまして、ただいま御指摘の件は実現できません。すやうに努力いたしたいと考えております。

○岡沢委員　いままでは裁判所の物の面での問題点を私なりに指摘をさせてもらったわけですが、いま司法権の独立等とも関連いたしまして、裁判官の心の問題につきまして、たとえば明治、大正生まれの裁判官と昭和生まれの裁判官あるいは研修所出身の裁判官とそれ以前に任官された方との問題

断絶の問題、あるいは裁判官と裁判所書記官あるいは事務官あるいは速記官との断絶、意思疎通の問題、これは私は無視できないと思います。裁判所が国民から信頼されなければならない存在であることは言うまでもありませんが、その場合に、裁判官内部であるいは裁判所内部で断絶的な傾向あるいは不信任感がありました場合、裁判所の信頼ということはとうてい期待し得ないと考えるわけでございます。たとえばいま申しました裁判官と書記官、これは補助機関かもしれませんが、裁判の能率化あるいは適正化の面と、手続上ではございますが密接な関係があるし、迅速化とも大きな関係があると思うのです。裁判官と書記官、事務官等との交流等につきまして、予算的にあるいは制度的にどういう御用意があるか、あるいは御計画が現に実施されておるか、あるいはまた実施されようとしているか、そういう点につきまして総務局長の御職権の範囲内でお答え願いたい。

所法発足の段階に制度化していただいておりますわけ
でございますけれども、はたしてこれが所期のよ
うな効果をあげて、司法の民主化という面に役
立っているかどうか、反省を要する点もあるの
ではないかと思うのでございます。このほかにも権限
の委譲、そういう問題も過去において検討され、
臨時司法制度調査会においても答申の中で提案し
ていただいております。

御承知のように、裁判所といたしましては、一般の職員にも裁判官への道を何とかして広げられないものであろうかという念願を持っているわけでございますけれども、ただいまの裁判所法のなでまゝとしては非常に困難なものがございます。ただ何とか部分的にも権限委譲ということで、責任ある職務権限の確立が、裁判官と一般職員との一貫の精神的な断絶をなくしていく上においての一つの方策と考えて、実現可能な形でこれを考えたたい、このように存じているわけでございます。

家庭裁判所の調査官あるいは一般の調査官というふうな面では、かなり精神的には断絶感がなくなっておりますが、そのほかの一般職員にも広げまして、その職分において責任の持てる体制の確立ということが必要であらうかと存じますので、

具体的にどのような形をとるかという問題になりますと非常にむづかしいのでございますけれども、さしあたりは権限委譲というよりなドイツ方式も検討に値する方向であると考え、近々に、書記官協議会という全国的な組織がございますが、そこから代表をドイツ、オーストリアに派遣いたしまして、権限委譲の問題を実施に研究してくるというよりな企てもあると聞いておりますので、その面からただいまの御指摘におこたえできるよりな方向が打ち出せば幸いと存じている次第でございます。

○岡沢委員 小島理事のはうから、時間的に早く切り上げるようにという示唆がございました。協力したいと思いますが、いま総務局長の御答弁にございましたが、書記官同士、事務官同士、課長査官同士はそれぞれ横の連絡をとっているよう

ございますが、裁判官と書記官、あるいは裁判官と調査官、あるいは裁判官と調査官と書記官、あるいは事務官、この横の連係といえますが縦の連係といえますか、調和のとれた連係が薄いように私は感じます。

司法権の独立あるいは裁判の独立が裁判の独善になつたり裁判官の孤立になつたのでは、私は決して正しい裁判所のあり方ではないと思います。

それだけに、大内経理局長もおられますが、裁判官はことさらに疑われることを避ける意味で、弁護士在野法曹とあるいは書記官とも事務官とも一線を画される傾向が、しいていえばあると私は思う。そういうものと、やはり制度的に予算的に共通の場を持つような措置がなされてしかるべきではないか、経理局長として、こういう面での予算措置等について御用意があるかどうか、あるいは現在までどういう検討がなされたか、お尋ねいたします。

○大内最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋ね
につきましては、まだいままでも、そうした裁判官
と書記官との横の連絡といったような問題につき
まして、経理上格段に考えたということはないわ
けでございます。まだいま急にそういう方策も思
いつかないわけでございます。なおよく検討して
みたいと思います。

○岡沢員 非常に消極的な答弁ですけれども、書記官集会とか裁判官会同はございますが、その両者が一緒に会合する機会に、幾らか、お茶代くらいの予算措置は当然なされるべきじゃないかと思ふわけですか。あるいは一般研修等もあつていいんじゃないか。裁判所はかたいところであつただけに、そういう予算がないと実現されませんので、そういう面で裁判所が人間的にもあるいはまた予算的にも、なごやかにいくような配慮をなさるのがむしろ事務総局の大きな仕事だと思いますだけに、ぜひ前向きで御検討いただきたいと思ひます。

もう一点、福岡地裁の小倉支部の關係で質問したいと思ひましたけれども、時間の關係でその質

問はあとに残しまして、私のきょうの質問は終わります。

○小澤(太)委員長代理 青柳盛雄君。

○青柳委員 憲法七十六條第一項で、下級裁判所の設置は法律で定めることになっております。したがって、その改正が本法案としていま提出されているわけであります。

そこでお尋ねいたしますが、この下級裁判所の設置の原案をつくる中心的な役所は法務省であるのかあるいは最高裁判所であるのか、これをまず大臣にお尋ねしたいと思います。

○植木国務大臣　ただいまの御質問は、下級裁判所、ことに下級裁判所の当面の御議論の焦点のようにに思いますが、裁判所の配置の問題にかかわりますので、これはやはり最高裁当局、すなわち裁判所当局の御発意によって、われわれは立法化あるいは法案の成立をはかるといってお手伝いをしている状況であります。しかし、事はわれわれのほうと表裏をなす役所でございますから、お互いによく相談をし、現地の実情その他も相談の上で、なるべく同じ歩調で進みたい、こう思っております。

○青柳委員　そこで、最高裁判所にお尋ねをいたしますが、この法案自体にはあまり問題はないと思ひますけれども、いま国民注視的になつております沖繩施政権の返還が日程にのほつて、返還協定ももうそろそろ締結されて、秋の臨時国会では批准が行なわれるというやうな日程になつております。そうなりますと、当然、施政権の返還された沖繩の地域に下級裁判所が必要となつてくるものではないかというところが常識として考えられる。現在沖繩には、施政権がアメリカにございれる。ですから、下級裁判所はございせん。新しく下級裁判所をつくることになると思ひますが、それについてすでに最高裁としては腹案を持つておられるのかどうか、持つているとすればその内容の概略をいま公表することはできないのか、これをお尋ねしたい。

○長井最高裁判所長官代理者 沖縄が復帰いたした場合は裁判所の設置につきましては、私のほうとしては率直に申し上げますと現状のまま引き継ぎたいという強い希望を持っておるわけでございます。現状のままと申しまして下級裁判所はないわけでございますが、現機構のまま引き継ぎたいという強い希望を持っており、これが沖縄の方々の二十五年の御苦労にお報いする私どものできる唯一の方法であると考えております。しかしながら、これには法律の制定と予算の裏づけという重大な問題がございます。法案につきましては法務省御当局の御責任によって取り運んでいただかなければなりません。予算につきましては大蔵省と話を付けるという重大問題がございます。腹案という形で申し上げますと、私どものた

うにできたらと考えておるわけでございます。そのほか地方裁判所、地方裁判所の支部、家庭裁判所、簡易裁判所、あるいは裁判所と違いますが検察審査会というような組織——これは沖縄が復帰に備えて、非常な努力をもちまして日本のいまの司法制度に合わせるようにできるだけのことは努力しておられますので、円滑にいまの形で日本国の裁判所の組織にできますれば好ましいのではないかとという観点で具体案を検討中でございます。

○青柳委員 そこで現在働いている沖縄県人が相当多数おられるわけで、この人たちの要望、また同時に現地住民、沖縄の県民の要望というものがすべて反映されるような形で新設したい。引き継ぐというのは実際上の話なのであって、新設したいということではありますので、これは最高裁の姿勢としては非常に私ども歓迎するところでありますけれども、ただ問題は、先ほども答弁の中で触れられましたように、予算との関係があり、また同時に、裁判官並びに職員の定数の増加という問題もございまして、そういう点で現地の住民やそれから特に現在の制度の中で働いておられる人々、関係者、これは在野も含めてでありますけれども、そういう人たちの要望というふうなもの、最高裁のほうへ出されているかどうか。また出されてない場合にはどういう形でその希望や意向というものが反映されるようにしようかとされているのか、それをお尋ねしたいと思っております。

○長井最高裁判所長官代理者 沖縄の希望につきましては、政府の機関といたしまして沖縄・北方対策庁におきまして調査の上慎重に御審議になっておりますが、裁判所自体といたしましては琉球高等裁判所の首席判事を經由いたしまして詳細に希望が申し出られておりました。これに従いましてすでに五つの班を沖縄に派遣いたしまして、現地側の希望と実情を調査いたしております。なお今後この調査を継続いたしまして、でき得る限り沖縄の希望と私どもの考えとが調和いたしますような形で沖縄の新しい裁判所の設置を実現していきたいと考えておるわけでございます。

○青柳委員 先ほどから簡易裁判所についてはいろいろ御議論が出ておりました。合理化しなければいかぬのだ、どうも政治的な配慮でむだなものを設けておるといふのはあまり感心せぬのじゃないかというふうな話がありました。沖縄の今度の復帰にあたって新設する裁判所をそういう観点で合理化し、多少出血があってもやむを得ないのじゃないかというふうなことがあるとすれば、これこそまさに復帰不安と称するものが沖縄の人々の中にあるわけです。いままでそこでやや安定した生活があったのに合理化されてしま、ここで首にされたのではたまたまならない。そういう点で合理化一般は必ずしもわれわれも反対すべき筋ではないと思っております。この際とばかりに沖縄県民あるいは関係方面の意向を無視したような強引なやり方があると思えば、これは問題だと思えます。そこは先ほどの腹案の中では、自分たちのできないことだ、予算の関係がある、そう言っておられたけれども、予算についても最高裁とすれば当然必要なものは要求する権限があるわけですから、そういうものを含めてこの点不安のないようにやっていくお気持ちがあるかどうか、重ねてお尋ねしたいと思っております。

○長井最高裁判所長官代理者 先ほども申し上げましたけれども、四半世紀にわたる御苦労に對しまして報いるのには、いまのままの姿で新しい裁判所を設置するのが好ましいという基本的な考え方を持っておりますので、いま私のほうから、実方を持っておりますので、いま私のほうから、実施機関に過ぎないものが将来のことを申し上げるのには出過ぎたことになるわけでありますけれども、それぞれ所管の法務省ないしは大蔵省と十分

に話を進めまして、御要望に沿うような形で実現したいと考えております。

○青柳委員 終わります。

○小澤(本)委員長代理 これにて本法律案に対する質疑は終了いたしました。

○小澤(本)委員長代理 起立総員。よって、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○小澤(本)委員長代理 御異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小澤(本)委員長代理 次に、細谷治嘉君外十名提出の事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせた事業者等の無過失損害賠償責任に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本高夫君。

○岡本委員 私は、野党三党が提案いたしておりますところの事業者等の無過失損害賠償責任に関する法律案並びに政府が出そうとしておるところの無過失賠償責任の問題について、若干ただしてみたいと思ひます。

〔小澤(本)委員長代理退席、羽田野委員長代理着席〕

そこで最初に、この野党提案の無過失損害賠償責任に関する法律案の提案された理由を提出者から聞きたいと思ひます。

○畑議員 今回社会党、公明党、民社党三党で提案をいたしました本法案について、その提案の大きな理由、それを御説明いたしたいと思ひます。

第一類第三号 法務委員会議案第二十号 昭和四十六年五月十八日

一

いままでも民法の大原則というものがございまして、民事上の私法上の損害賠償の際には故意、過失が必要である。故意、過失が相手方になければ損害賠償を請求することができないという民法七百九条の大原則がございまして、この民法七百九条の大原則というものは、近代の最近までの資本主義の発展と相見合ふものでありまして、故意、過失がなければ自由に事業活動をやつてよろしい、故意、過失がなければそれによって生ずる損害についても賠償する責めは負わないのである、こういうふうなことになるのであります。またその規定によつてこそ初めてこの近代社会ができたというわけでありまして、非常に自由な事業活動ということが保障されたわけでありまして、

ところが、最近機械などもえらい異常な発展を遂げましたし、非常に精密な機械などもできました。またさらに、薬品などにつきましても非常にデリケートな薬品などができまして、事業者といふこともほとんどその損害についてあらかじめ予見し得ないような結果といふものが生まれてまいりました。そうなりました場合に、被害者のほうで相手方の、すなわち事業者の故意、過失というものを立証しなければ損害賠償がとれないというふうな民法の七百九条の制度によりまして、最初の目的と違つた結果になつてしまふというふうなことになるのであります。特に最近の公害問題についていふわけでありまして、

そこで、われわれはそうしたいままでも民法の大原則に対して、環境の汚染というものを中心とし、さらに俗にいう食品公害あるいは俗にいう薬品公害、こういったものにも広げて——正確な意味での公害とは違ひますが、そういったものも含めて、そういった製造の過程において排出され、あるいはまたその製造の過程において添加されたりなんかしたようなことによつて被害が出て損害をこうむつた人がおるといふ場合には、被害者のほうで相手方、すなわち事業者の事業活動にあつたての故意または過失を立証しないでも、すな

わち故意、過失がなくなるとも無過失で責任を負わせるというふうな制度にしなければならぬというふうな観点からこの法案をつくつたわけでありまして、去年の終わりの例の公害国会の際にも、われわれ三党で別な形の無過失賠償責任の法案をつくりまして提案をいたしました。けれども、それはそのまま廃案というふうになりました。そこで、今度われわれはさらにそれに検討を加へまして、新たな観点からこの法案を提出した次第であります。

本来、世論も公害問題の処理について、被害者救済の問題については非常に関心を持って、そうした制度の制定が望ましいというふうな考え方が示されておつたのでありまして、総理もかねて宇都宮の一日国会で、そういった制度を検討し提案をするといふたような意味の発言もされたのであります。公害国会の際にはとうとうその提案がなされたいといふことで、われわれは世論にこたへて、公害国会で先ほど申し上げましたような別の案を提案をいたしました。そうしてさらにまた、政府で提案をするかと思つて待つておりましたが、提案がなされないのでありますから、われわれさらにそれに検討を加へまして、この前は物質の名称なども指定しなくて非常に抽象的なものといふことで、非難を受けた点もございまして、そういう点も修正をいたしまして、具体的に物質の名称をあげ、さらにはまた、あげられないものについては政令に委任をするというふうな形で具体的なものにいたしました。そういう点がこの前とは違つておるわけでありまして、さらにまた食品公害あるいは薬品公害、こういったものも加えて提案をいたしたものであります。

われわれといたしましては、ともかく世論にこたへるというふうな意味で、やはり七百九条の例外を一般的規定でやる必要がある。いままでも政府におかれましては、具体的な個別法規の一部修正等によつて無過失責任を規定しているところも部分的にはございまして、一般的に七百九条の例外規定を単独法で出した例がございませ

ので、われわれはこの世論にこたへる意味でも、この時代の要請に沿つた立場で、あえて政府に先がけて提案をいたした次第であります。そういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○岡本委員 まことによくわかりました。

そこで、なるほど日本はいま公害列島だといわれておりますし、それによつて起こるところの被害者、これがますますございまして、一万余千人ともいわれておりますし、まだまだ潜在したそういう被害者がいるといふので、そういう人々たちを救つてやらなければならぬ、こういう世論が高まつておるわけでありまして、そういうしたときにおきまして、やはりこういった救済、それから今後起こるであろうと思ふ公害を抑止しなければならぬ、こういうふうな観点から、早急にこの法律案はやはり可決をして成立させなければならぬ、こういうふうに私は思ふのであります。

そこで、今度は政府のほうでは、この無過失賠償責任制の法案について、いまだどういふふうになつておるのか。佐藤総理もそういった答へをしておるし、また先国会においても検討する——検討といふことは、それはただ検討するだけなのかと言つたら、そうではなくして提出をして可決をする、要するに成立させるというふうな検討しておるのだという答へもあつたし、たびたび山中長官からもそういう答へがあつたわけでありまして、もう会期もあまりないわけでありましてけれども、そこにおいて、現在政府のほうではどういふような法案を出そうとしておるか、あるいはまたどういふ態度なのか、この点について、きょうの最高責任者の副大臣からお聞きしたい。

○渡政府委員 ただいま野党提案の説明がございましたが、私も昨年の公害国会の際に、でき得べくんばできるだけそろえた形で、規制立法のほかにあるいは刑事法、民事法等にわたる御承知の公害罪及び準証責任の転換ないし無過失責任という形が公害についてとれないか、できる限りそういうものもやはり一つの公害に対処する法体系の一環として必要であるというふうな前提でスター

トをしたのでございまして、率直の言、昨年の公害国会の段階におきましては公害罪、及び民法の先ほど話のございました過失責任原則、これでもって今日までずっと貫いてきたものに對して一応の例外ともなるべき無過失責任、この二つの問題は普通の行政法規とは性格が違ひますので、できれば法務サイドにおいてこの二つだけは御検討願ひ、それから残りの行政、主として規制法を中心にした各種行政法規等については、私ども公害対策本部でやつていこう、こういうふうな話し合ひで進んでまいつたのであります。法務部内におけるいろいろ御検討の結果、実は過失責任の原則に對する一般的な民法の例外原則をこの際立法化するといふことは非常に困難である、法体系全体をくずすことになるので、そこでこれは行政サイドからせよといふ種類のものについて、こういう原因によつて発生した、こういう対象の被害についてはどういふことで、ある程度範囲を限定して個別の発生原因ないし限定された範囲ないしそれぞれの物質ごとにやはりその問題をひとつ御検討願ひ、そして御相談をいただければ法務サイドとしてもひとつ相談してまいりましよう、こういう経過に途中から実はなつたわけがござい

ます。ことは妙なことになりますが、準証責任の転換じゃなくて、提案責任の転換みたいな形になつてまいりまして、それ以来、私もいま申しましたように法律の性格もございまして、主として行政分野よりも実際にこの法律ができたときに運用の掌に当たります裁判官の皆さんあるいは弁護士の皆さんあるいは法律学者の皆さん、こういう意見を相当程度やはり拝聴してきめなければ、行政の側だけできめたのでは私ども直接将来の執行のものさしに使用わけじやございませぬので、そこら辺をかなり慎重に考へる。同時に、中央公害対策審議会、御承知のように付属機関としてございまして、ここで慎重な御検討をお願いいたしてまいりまして、大体考へ方の骨子については政府部内の意見をまとめた次第でございまして、それ

に基づいて現在要綱をつくり、そしてそれに基づいて法律案については法制局のほうで技術的な検討を一方で順うと同時に、今度は党の内部におきましても、従来の公害プロパーのものでなしに、あるいは法務あるいは商工関係等について個別に御審議を願ひ、あるときには説得をいたしまして、大体話し合いが最終段階になって、そして政審、総務会という最終の段階でいま部内調整を党のほうにはお願いをし、政府内部においてはさきに申しましたように法案作成の段階に入っている、こういう状態でございます。

○岡本委員 そこで、もう一つ確かめておきたいことは、もう会期も余すところ十日もありませんが、その間に調整がついて法制局のほうへいま出しているというのですが、法律案になってそして必ず出してくるという考えがあまりかどうか。また大体をうまいように決定しておるのかどうか、このところをひとつはつきりしてもらいたいと思ひます。

○渡政府委員 政府といたしましては出したというところで、実はけさの閣議においても口頭でこういう状態になっておるといふ報告を総務長官から行ないまして、そして最終的な努力を傾けたというふうなふうに思っております。

○岡本委員 最終的な努力ということですが、そうすると努力したけれどもだめだった、そういうことになってはこれは相ならないと思ひますね。また出したけれども調整つかなかったというふうなことは、少し責任がないように思ひますが、大体何日をめどに——もう余すところ何日もありませんので、われわれもやはりそれに対するところの審議の体制というものを組まなければならぬ。その点について大体何日をめどにということはおもう部内ではできていると思ひますが、いかがですか。

○渡政府委員 ただいまのお話でございますが、当然国会の会期その他から考えて、出しおくれたいという内部の批判等もいままですいぶん、もういやというくらいはお聞きをしておりますが、

私どももきょうあすじゅうにめどをつけたということ、現在総務長官ももつぱらそのほうで調整に回つてやっておるといふ現状でございます。

○岡本委員 大体きょうあすじゅうということ、了解をいたします。

そこで、総理府から今度出そうとしている要綱を私拝見をいたしました、この中に、複合公害については今後検討するといふようなことになっております。特に硫酸酸化物等の排出による被害に対する賠償責任の問題については、複合公害の特殊性に照らし、その被害に対する民法七百九十九条の適用の問題を含めて今後引き続き検討する、こういうことになっておりますけれども、これがなくなりますとこれは救済ということが非常におぼつかないのではないかと思ひます。

そこで、この七百九十九条の共同不法行為、たとえば集団不法行為といふことにならうと思ひますけれども、この複合汚染にもやはり二種類あると思ひます。たとえば四日市のように硫酸酸化物、これがほとんどである、それから工場企業は大体きまつておる、こういう場合と、それから京浜のようないろいろな物質があらゆる企業から出ている、こういう場合と二つの複合汚染の場合があると思ひます。そこでまず民法七百九十九条の解釈について、たとえば四日市ですと二十数社です。その中から硫酸酸化物をほとんど多量に出しておる、そして公害が出ている、こういう場合ですと大体発生している企業といふものはつきりするわけですね。こういう場合も集団不法行為、共同不法行為の中に入らないのかどうか、これについて法務省の見解をひとつお聞きしたい。

○宮脇説明員 局長が来られませんが、私から申し上げます。

民法七百九十九条の共同不法行為の態様は、先生も御承知のとおり前段、後段の二つに分かれております。前段の場合は、加害者が複数でありながらその加害者の行為が客観的に関連共同しておる場合でございます。もう一つの後段の場合は、加

害者不明の場合でございます。

ところで、先生の御指摘の四日市のコンビナートの例が一体前段に当たるか後段に当たるか、まことに微妙でございますけれども、常識的にはおそらく前段の各事業者の加害行為が客観的に関連共同している場合に当たるのではないかと一応考えられます。もちろんコンビナートと申しましては範囲がはつきりいたしませんので、中心部分に關する限りといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

ところで、そういうふうに理解いたしました場合でも、各事業者が行なつておりますところの加害行為が、それぞれ損害発生の可能性と不可な場合がございまして、どうしてもこの場合は、各事業者の行為は単独では損害発生が不可能な場合といふことになるように思ひます。ところで、その場合さらに分かれてまいりますけれども、どうも四日市の場合にはそれぞれの排出行為がおそらく一けたないしは二けたと申ししましてもせいぜい十数倍でございまして、民法七百九十九条の原則に戻りまして、一体各人に全損害を負わせられるかどうかという点が、まことに法律上微妙な問題になってまいります。おそらく現在の訴訟におきましてもその点が最も大きな争点になつておるのではないかと思ひますけれども、その場合に一つの考え方は、全損害を負わせるべきであるという考え方、もう一つは、各加害行為と因果関係のある範囲で損害を負わすべきであるという考え方、この二つ成り立つと思ひます。しかもこの場合、いずれに該当するかは、また事実関係によつてもかなり左右されますので、私どもは結論的にどうだといふことは、事実関係が不明であります関係上、お答えを留保させていただきますと思ひます。

○岡本委員 通産省に聞きますけれども、この四日市をまず一つの例としてきょうの問題を論議してみたいと思ひますけれども、四日市のあの企業は排出基準を全部守つておるのかどうか。それから厚生省のほうからは、現在四日市におけ

るところの公害患者ですね、これがどのくらいいるのか、これについてお聞きしたい。

○森口政府委員 現在四日市におきまます企業は、大体排出基準は守つております。

○會根田政府委員 公害の被害救済法に基づきます認定患者は、本年の四月末で六百五十三名になつております。

○岡本委員 いま答えたように、四日市の場合にはこういった基準を守つておる。この基準にも問題はあるのですけれども、現在の大気汚染防止法を見ますと、硫酸酸化物なんかは着地濃度ではかる拡散方式をとりますから、絶対量といふものを押えてないものですから、絶対量を押えないとどうしても自然に還元する。要するに空気の汚染とそれからそれが自然によつてきれいになるその浄化作用、これとの見合いといふものを考えますと、これは問題があると思ひます。いずれにしても、これは問題があると思ひます。いづれにしても、こういった基準を守つておるけれども、現実にはこういった被害が出る、こういうことであります。この場合、四日市では二十数社ですが、この企業から発生したものでありますから、ほかから出たものではない。そういうことになりましたと、過失はない、基準を守つておるのですから。しかし、現実にはこういった病気が出ておる、患者が出ておる、こういう場合ですね。私はすでに企業は、私たちは基準を守つておるから間違いないんだ、こうは言えない。したがって、やはり社会的の道義を考へて、公害基金といふものを出して、そして政府から半分出して、いま公害病の人たちを救つていくという救済制度があるわけです。全然責任がない、こういうことになれば、これは企業がそうした公害の基金に金を出すわけはない。もうすでに、基準は守つておるけれども被害を与えておるといふ感觸と申しますか、そういう責任は免れない、また感じておると思ひます。そういうことになりましたと、この七百九十九条の解釈からすれば、当然無過失賠償の責任をとつていく、これが普通ではなからうかと思ひますが、これにつ

いての考え方を、ひとつこれはこの法案を提出しようとしておられるところの公害対策本部からお聞きしたい。

○植松説明員 七百十九条が複合公害にどのよう適用されるかという問題につきましては、いま法務省から大体的御説明があったわけでございます。それをもう少し具体的に、いまの御質問に当てはめて御説明をしなければならぬのではないかと申すわけでございます。

先ほどの説明にもありましたように、四日市の被害を考えた場合にも、確かに現在訴訟が起こっている事案につきましては、磯津地方で、しかも風向きの関係等からいって、どうも特定の企業からの排出物がそれに集中しておるといったような客観的な事情がある事案が、いま訴訟で争われているようにござります。しかし、もちろんその住居の方向によりましては、全体の風向きの関係で、個々の被害者をとらえて考えてみた場合には、どの企業の排出物がどの程度その被害に関係があるのか、影響を持つておられるのか、個々にはつかみがないという場合がいろいろあるのではないかと思います。したがって、先ほど法務省のほうで御答弁がありましたように、民法の七百十九条の前段でいくのかあるいは——現在の訴訟は御承知のように七百十九条の前段の適用という形で争われておるようでございます。しかし、被害者の居住地の状況によりましては、前段のほうは無理で、あるいは後段でいかなければならないのではないかと、場合もあろうかと思ひます。

ところで前段、後段を問わず問題は、民法はいわば古典的な市民法ともいふべきものでござりますから、本来複合的な公害についてそれがどう適用されるかということとを厳密に予測して書かれたものではございません。当然新しい事態に即してそれを読まなければならぬ。そうしますと、いま法務省から説明がありましたように、いろいろな考え方があられるわけでございます。つまり本来民法が予定したしておりますのは、不真正連帯債務でございますから、だれか一人の者が全額の賠償

ををして、そのかわりその全額の賠償について支払った者が他の者に対して求償して、加害者相互の間の負担の分担をはかっているというところが本来の趣旨でございますが、いまのような状態でございまして、四日市のような比較限定された、いま先生、二十数社とおっしゃいましたが、そういうような場所でありまして、だれか特定の企業がいわねばならぬ打撃に不真正連帯債務を負って、それを他の企業に求償する場合にどの程度で一体求償できるのか。その辺の点がいまの学説、判例の動向ではまださだかでないというものが現状ではないかと、いふに考えております。

○岡本委員 そこで、たとえば道交法、これを守つておれば交通事故は起こらないのだ。ところがそうではない。現実には交通事故はほとんど道交法を守つておつても、あるときある瞬間に、ほんとうに事故が起こるといふのは瞬間なんです。そういうふうでやはり事故が起こつた。それに対するところの賠償責任というのがある。したがって、基準を守つておる、しかし現実には被害を起した。こういう場合はやはり責任があるのじゃないか、こういうふうには私は考えるのですが、その点についての解釈をひとつお聞きしたい。

○植松説明員 道交法の場合は御承知のとおり——特別に自動車事故の場合と申したほうが正確ですが、自動車事故の場合は御承知のようにいわゆる自賠法によりまして、拳証責任の転換が一方において行なわれる、また保険によつてそれがカバーされるというふうな仕組みがとられておるわけでございます。それはやはり個別の対一の民事関係でございまして、これはまたさういふ一方において加害者が無資力の場合等の救済が十分でないという配慮もあろうかと思ひますが、やはり保険という仕組みをそこへ導入しないで通常の民法の手法、私人対私人の争いで解決するのには問題があるというふうな形の政策的な配慮からいふような仕組みがなされたのではないかと、このように考えております。

そこで、公害の場合でございますが、確かにおっしゃいましたように、客観的に、たとえば四日市の企業なかりせばその公害は起こらないという意味においては、公害の原因者たる企業はきまつておるいへないええかと思ひます。しかし、それを個別の対一の争いという形で民法の原則に当てはめて考えてみた場合には、あくまでも個別のケースにおける因果関係が問題でございまして、また個別のケースにおける負担の分担が公正にやつていくということが民法の目的でございまして、それから、そういう観点から考えますと、やはり無過失というふうな民法の次元でこれをとらえた場合には、やはりいろいろ問題があるというところとはこれは否定できないのではないかと、いふように思ひます。しかし、そのことは、われわれ決して確責酸化物について無過失責任の問題を全然あきらめてしまつていくというわけではございませんで、やはりそれなりの、そういう特殊性に即した新しい民法の展開といふべきか、新しい法的な解決を求めた努力をしなければならぬというところは、われわれも十分そう感じております。ただ、これはにわかには、どういふものがあるかといふことは、民法七百十九条という基本的な規定の修正でございまして、法務省とも何度か議論したわけですが、いまだのところこれといふだけしな得るような決定的なきめ手を見つけあぐんでおるというふうな状況でござい

ます。そこで、先ほど、それをたとえば保険というふうな制度でカバーしていくというふうな問題も一つの考え方ではないかと思ひます。まあ不完全な、不十分ではございまして、現在の特別措置法による救済、これは救済の内容自体についていろいろ御批判があることは、われわれも十分承知をいたしておりますが、やはりそういう方向で一つの救済の方法という問題も、言つてみれば、一種の基金をプールをして、そこでその被害者に対する救済に当たるといふことでございまして、自然発生的に、こういう特殊の民法次元で

救済していく問題に対する解決の方法として考えられた考え方であらうかと思ひます。やはりそういう方向もこの際あわせて考えていかなければならない。つまりその一つの方向だけで対処して、それで完全な解決が得られるものであるかどうかは非常に問題でございまして、民法次元でも考えていく、それと同時に、また現在の特種措置法の問題、その今後の改善の問題、それからさらに、もちろん規制の基準そのものを強化していくということが、これが基本的に重要であると思ひます。そういういろいろな施策を総合して、この問題に対処していかねばならぬのではないかと、いふのがわれわれの考え方でございます。

○岡本委員 どうもちょっと私、あなたの話が何かわかりにくい。

そこで、法務省にもう一べん見解を聞きますけれども、先ほど私が説明したように、道交法によつて、法律を守つておる、しかし、瞬間的に事故が起こる、それでもやはり賠償の責任はあるわけですから、そうすると、企業が二十数社あつても、その二十数社は全部排出基準を守つておる、ところが、現実にはそうした被害が起こつた。これは結局は同じことじゃないですか。風上とか風下とか、それは関係ないのです。現実には風上とか風下とかいふことも、これは気象によりまして、西風もある、東風もある、あるいはたつときもあるのです。そんなばかなことを言つて、風上ならいいのだ、こんな考え方はおかしいのだ。風というのはいつても下を向いておるわけじゃない。西なら西を向いておるのじゃない。であります。その点を考えると、法務省の見解として、私が先ほど言つた、基準を守つておつても、要するに道交法を守つておつても事故が起こる、そういうことを考えるとき、大体結論としては同じことじゃないかと私は思ひますが、それを……

○宮脇説明員 先生の御質問の点は、排出基準との関係かと思ひますけれども、排出基準を守りましても守りませんでも、現行の民法のもとでもなお過失責任が働くわけでございます。と申します

のは、排出基準を守ったからといって、過失がなくなるわけではありません。したがって、排出基準を守るか守らないかの点と、無過失責任の立法をするかしないかというのとは必ずしも直結しないように思います。

それと、なお先生のもう一つの点は、結局因果関係の問題に帰するのではないかと思います。先ほど公害対策本部で申されました点も、因果関係のある損害は加害者が負い、因果関係のない損害であれば加害者がその責めに任じないということとを抽象的に申し上げただけでございます。民法の解釈としては、いま申し上げたようなことになるかと存じます。

○岡本委員 たとえば四日市は、あつた企業が来ないときはあんなせんそくはなかった。そこにあれだけの二十数社が来たために、その原因によつてたぐさんの人が被害を受けておる。因果関係はつきりしておるのだ。これはどの企業、どの企業と個別に、これはおまえのところじゃないか、いやうちじゃない、こうなれば別ですけれども、そこへ二十数社の集団、要するに共同不法行為によつて、その共同責任によつて、そういうようなところの公害が起つておる。そうならば、まあはつきりこの一社だけだとすれば、これは過失責任です。しかし、共同だから無過失の適用というにはならないのかどうか。要するに七百九十九条の適用は受けられないのかどうか。この点についてもう一ぺんはつきりしてもらいた

○宮脇説明員 現行法のもとで、結局過失責任によつて各工場の排出が因果関係がある損害を起してござりますれば、七百九十九条の適用があるということになるわけでございます。でございますから、結局原因と結果との因果関係がいれば先決問題でございますが、その点が否定されますと、いずれにしても七百九十九条の適用はないということになるわけでございます。繰り返して申し上げますが、問題は加害者の過失ある行為と結果、すなわち損害との因果関係が認められる限度において

そのようなことが問題になるということになるわけでございます。まさにその点が現在訴訟で争われているところでございます。

○岡本委員 こういった問題を訴訟に持つていつて、そして力のない被害者が訴訟の費用を出し、あるいはまたたぐきも煙提出者から話がありまして、たぐきに、筆証責任の転換ということにもなるわけですけれども、結局裁判に持つていかなくても、要するに排出基準を守つておつても現実に損害を与えたということになれば、これは無過失ですね。これは賠償責任というものはやはりどうしてつくつてやらなかったら、あるいはまたそれがなければ被害者は救えない。裁判では、それはもうどうだ、こうだといつて長い間とんどん引つぱつていつて、たぐさんの方が自殺をしたり首を切つたり、あるいはまた生活ができなくて苦しんでおるわけなんです。そうして昼は会社に行つて夜は病院に入つておる。こういうようなことを考える、どうしても賠償責任というものをつくつてやつて、そしてその被害を救つてあげるといふうにならなければならぬと私は思うのですが、その点について公害対策本部、いかがですか。

○植松説明員 おっしゃるとおり、現在の古典的な民法の七百九十九条の故意、過失の原則のもとにおける損害賠償がいろいろ立証の面でむずかしい問題がある。また先ほど畑先生からも御説明がございましたように、近代企業がますます生産のプロセス等複雑になってござりまして、従来の民法の単純な原則では救済が困難、被害者の救済に十分でないといふことから、無過失賠償問題が出てきてござります。したがって、一般的に新しい事態に適用するために、民法の原則を必要限度で修正して無過失賠償責任を認めなければならぬ、この点については政府内部においても異論はないわけでございます。御承知のように、幾つかの過去における立法例もあるわけでございます。公害について何らかの形の無過失賠償責任を導入することが適当であるということについては、意見が一致しておるわけでございます。問題はどの

限度でそれを導入するのが適当であるかという問題であつて、われわれが考えてござりまするのも、野党で御提案になつておるものと公害に關して本質的に変わるものとは考えてござりません。ただ硫酸化物については七百九十九条との関係のきわめて複雑な法律論がござりまして、現段階においてこのままの形でそれを適用することは非常に問題を残す。やはりその問題をもう少し基本的に詰めていつて、それから検討をしなければならぬのではないかとというのがわれわれの態度でございます。

○岡本委員 畑提案者に対しては、この公害をどう考えているのか、あるいは七百九十九条との関係についてお尋ねしたい。

○畑議員 非常に公害対策本部並びに法務省は慎重に考えておられるようです。

七百九十九条の問題ですね。それが先ほど言われたように、四日市あたりの集合したところ、それとまた東京あるいは大阪、こういったところ、一体だれが犯人だかわからぬといったようなところと二種類あるわけなんです。四日市あたりにつきましては共同不法行為についての七百九十九条の問題についても比較的解決しやすい点があるのですが、そういう点が大阪あるいは東京のような場合にあるといふことがあつて、なかなかむずかしいんじゃないかといふことで非常に心配をされておるんだと思つてござります。しかし、それは東京、大阪で、実際には因果関係の問題や何かで困難な問題もありましよう。けれども、やはりこの規定をする必要がある。これをやらないと、一々相手方の過失を立証しなければならぬ、零細な被害者のほうで。しかも技術的に非常に幼稚な被害者なものですから。因果関係の問題とは別なことでござります。私たちの言つておるのには、無過失、故意、過失の問題でありまして、その問題と同時に困難な問題は、因果関係の問題です。ですから、われわれが無過失で救われたといふにしても、因果関係で救われない場合があるかも知れぬけれども、実際には裁判官が筆証責任の転換といふこ

とを相当やりまして、逆に相手方の事業者のほうでむしろ因果関係がなかったといふことを積極的に立証しなければ、結局は因果関係があつたとみなされるといふふうな、実際には裁判官が筆証責任の転換を因果関係においてはやるであらうし、また事実、故意、過失の問題につきましても、現実の例としては、そういう筆証責任の転換の考え方を導入して裁判官がやつておる例があるのでありますけれども、それが法規になつておりませんから、われわれはあえてここで、少なくとも因果関係は別といたしまして、故意、過失の問題については、過失について相手方が立証しないでもよろしい、結果責任だということにわれわれは規定しよう。実際問題として、東京や大阪等における場合のように、だれが犯人かわからぬ、非常に零細な、こまかいのが多くてだれかわからぬといふような場合もあるでせう。捕捉しにくいこともありましようけれども、しかし、やはり規定しないよりもしたほうがよろしいという考えで、われわれは、民法七百九十九条の例外規定として一般法規として、単独法としてこの法案を提案をした、こういうことになるわけでありましよう。

実際にはこの網で救えないものもありましようけれども、少なくとも四日市あたりは、共同不法行為の問題についてもこれができるのです。あとは共同不法行為でだれが犯人かわからぬ場合に、幾つかの工場でだれかが連帯責任を負つて、そのあとで仲間で争はばいいのですから、そうすれば被害者は早く救済ができる、こういうことになるという観点から、われわれはあえて、そうした七百九十九条のような問題はあつたとしても提案して、やはり法規として発動させてよろしいというふうな考えからこの法案を提案したわけでありましよう。

○岡本委員 まことにすきつとした、よくわかつた名答でありましよう。なるほどそうすることが、わが国の公害の抑止あるいは今後の人たちの生存権といふものを考えていきたいと思います。どうしても必

そこで、いかにかつこうだけ無過失賠償責任の問題を取り上げたといひましても、やはりそこまですて持ったいかなければならぬ。それでなければほんとうの骨のある、ほんとうに総理が一日内閣で答弁したようなものにならないと私は思うのです。総理の意向をくんでおられるところの政府でありますから、法務長官のそのほうの決意、たとえばいま部内で調整している分については入っていない、それをもうあと二日間というわけにはいかぬでしょうが、じゃその次の段階では、野党のいまの提案のあったようなものを検討して入れるという前向きな姿勢が私はほしいと思うのですが、それについて最後に結論を国民の前で明らかにしてください。

○法務府委員 先ほどの議論を聞いておりますが、私は実は法律の専門家じゃございませんから細部にわたった点にはよくわかりませんけれども、しかし、でき得べくんば、かりにいろいろな有害物質を特定するに於いても、入れ得るものは入れていきたいという前提で、今日まで内部の検討を進めてまいったわけでございまして、そういう点で政府内部の意見を最終的に固める段階におきましても、ただいまの硫酸酸化物のような複合公害等については、今後の検討課題として残していくというところで、何かこの国会を通じてその検討することを明らかにしながら、問題は問題として御議論のあるところ重々承知しておりますので、そういう形でひとつ今後も続けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○岡本委員 時間がないですから最後に、いまお話がありましたように、やはり筆証責任の転換、こういうことも再度ひとつ要求をし、それについての決意も伺って終わりたいと思います。これはやはり法務長官からお答えを願いたいと思います。

○法務府委員 私どもも昨年の公害国会以来の内部の検討を通じて、筆証責任の転換あるいは無過失賠償責任という形で何かまとめたというところで今日まで来たのでありますが、先ほどから議論

がございましたように、筆証責任の転換については、従来の判例等を通じて逐次積み上げられてきておる経過等もございまして、願わくば無過失責任という形で今後できるだけ範囲も広め、解決をしていく方向で努力したいというふうに思っております。

○岡本委員 どうも歯切れが悪い。やはり野党が出しているその提案の法案と同じような趣旨に沿ってひとつ検討していく――首を振るだけではない、はつきりそれだけをひとつ最後にお答えを願いたい。いいですか、それでないともう一度……

○法務府委員 ただいまおっしゃるとおり検討していきます。

○岡本委員 終わります。

○羽田野委員 長代理 大原亨君。

○大原委員 私の都合で時間が少しなくなりましたが、私はこれからひとつ野党三党の提案にかかると、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせた事業者等の無過失損害賠償責任に関する法律案、これにつきましてひとつ率直に質問いたします。野党提案に対しては、野党的な質問があるかもしれませんが、ひとつ御了承いただきたいと思います。

この野党の提案が出ましてから各方面できわめて活発な議論が起きてまいりました。この三野党案につきましては、私どもがいろいろと検討いたしてみましても、必ずしも十全であるとはいえないという点があると思います。その点を時間があればやはり明らかにしたいだいたいと思っておりますが、そういうことと一緒に、野党が提案いたしましたことを契機に、政府もようやく提案するようにな姿勢をとってある。しかし、これは会期末になりまして非常に歯切れが悪いわけでありまして、これは岡本委員からの質問にもあったと思っております。

そこで時間もなから、第一に御質問いたしたい点は、第一条、第二条に關係をいたしまして、野党案に關係して政府が現在用意をいたして

おります中央公害対策委員会に諮問いたしました案との対比においてお聞きしたいわけですが、主としてどういふ点か、二条に關係いたしました問題で違いがあるのか。こういう点について、ひとつ細さんのほうからお答えいただきたいと思います。

○細議員 伝えられる政府案とわれわれの案との基本的な一つの違いは、われわれの案は、先ほど申し上げましたように、民法七百九条の過失責任主義、これに対する公害に關してだけの例外的、しかも一般規定、こういうふうに御承知を願いたい。それに対しては政府でいま考えておられる法案の要綱を伺いますと、やはり従前のような考え方を捨て切れぬ。すなわち、かつて私が法務大臣と公害国会で議論をいたしましたように、縦割り、横割り、われわれは俗にいう横割りである、ところが、政府案のほうは縦割りというところをあの当時に言っていました。鉱業法とか、あるいは原子力損害に關する法律だとか、そういう個別法でやる、あるいはいままでの大気汚染防止法あるいは水質汚濁防止法といったものの一部修正で、その部分についてだけ物質をあげて無過失責任を規定しよう、こういう姿勢のようでありまして、一時、私、この案ができましたときに山中長官に示して予算委員会の分科会で質問をいたしましたのですが、その当時は山中さんの考えもわれわれの考えに非常に近かったというふうに思っています。まさに王手飛車を取られた形であるといふことを彼が私に言明したのであります。それからいふことが、さらにまた後退したのは、どうも法務省のほうに一般規定は困難、こう言っているに違いない。七百九条の大原則を破ることになる、その自由取引、その自由経済の資本主義の体制をやはり維持しなければならぬというところをどうも思ふけれども、われわれはもうそういうことではまかない切れなくなつたのだと思ふのであります。もうかえって七百九条が人間の健康をむしばむような結果になりまして、被害者救済にならないということで、われわれは人の健康を

まず守るといふような立場を基本といたしまして、七百九条の例外をあえて、環境汚染の問題について、あるいはさらに薬品、食品公害についてまでも一般的规定で規定しようということなのであります。

そういう点が私は政府案と基本的な立て方の大きな違いだと思ふのです。ただ、実質的には政府案とわれわれの案とはそろそろ大気汚染防止法や水質汚濁防止法で、これをその一部改正で無過失責任を規定して、こういふことなのであります。それをだんだんと広げていく、個別法でいこう、こういう考えです。われわれはこれを一般法の七百九条の、民法の例外規定ですとみる、こういうふうな考えでおる。そこが違ひだと思ふのです。

○大原委員 法務省は、三野党案につきまして、いまの民法七百九条の特例を設けて網をかけるという考え方に對しまして、どういふお考えですか。

○羽田野委員 長代理 法務省はいま訴訟担当しかいませんが……

○大原委員 時間が惜しいですから次に進みます。

それで、細議員に御質問いたしますが、両案を比較いたしてみますと、複合汚染の問題については複合汚染の問題では、政府はこの問題については法律案として出さないというふうに審議会にかけました案にありますが。こちらは複合汚染をも含んでいる、対象としている。

それから、この点についてお答えいただきたいと思います。健康被害に限定しておるのとはこれは双方とも同じです。そのほか経済的被害がたぐさんあるわけですが、これは野党の案はどういう趣旨ですか。

○細議員 われわれもこの前の公害国会のときに提案した法案には、健康被害以外につきましては財産被害についても規定しておりました。しかし、それは公害にかかわる財産被害全部ではご

とどろくと思ふけれども、われわれはもうそういうことではまかない切れなくなつたのだと思ふのであります。もうかえって七百九条が人間の健康をむしばむような結果になりまして、被害者救済にならないということで、われわれは人の健康を

さいません。それではあまり広過ぎますので、ただ人が口にする食品についての財産権、食用に供するものの生産に携わる財産権、すなわち漁業権あるいは農業権というかそういったものについてだけではありませんが、少なくともそれだけに限っては、単に人の健康に直接被害があるだけじゃなくて、そういった財産的な損害についても規定をいたしたのでありますけれども、これについてもだいたいいろいろな政府あるいはその他のほうから反対もあつたようです。それというのは、ほとんど広がつてただけ際限なくなるかわからぬといったような非常な危惧の念を持たれた面もあるようでありまして、したがって、これじゃなかなか反対が多くて通らぬだろうというような現実的なことも考えまして、この案でいけばおそらく自民党といえども承知してくれるであらうというような意味でその点を削る。

同時にまた、もう一つわれわれが今度変えたのは、この前の法案では物質の名前をあげておりませんでした。非常に抽象的な要するに公害ということだけでしぼつたわけでありまして、その点がどこまで広がるかわからぬという点、その配があつたようでありまして、これもまたわれわれ物質を特定しまして、しかもその物質は特定したものでなくても、あとで政令でそれを指定するものについては政令に委任をしてその物質にまで広げる、こういうような意味で物質を具体化したという点がこの前と違つております。

ついでに申し上げます。

○大原委員 非常に現実的な配慮をされた御苦心のところだと思ひます。

総理府対策本部、これは簡単に答えたいのですが、つまり複合汚染についての無過失賠償責任についてはこれはペンディングにしているわけですが、出さないというふうになっているわけですね。政府はそれはどういう見解なんですか。

○植松説明員 複合汚染の問題は、先ほど岡本委員との間でいろいろ論議がございましたように、

現在どうしても民法の七百十九条の解釈とぶつかつてくる。そこでどうしてもやはり現状で法律解釈はこうなるといふことをだれしも言い切れない状態でございます。そこでそういう状態のもとにおいて、現在の故意、過失のもとにおける責任という民法の原則、その原則を取つてしまつた場合には、極端にいいますと、多数の工場がある、そのうちの一つの工場が被害を受けておる人の頭上には煙を落としていくということがあるれば、一般的にたとえ亜硫酸ガスとせんそくとの間の疫學的な因果関係といふのはいま公知の事実でございますから、したがって、どこかの企業をつかまえてきて、その人がその被害に多少とも加功しているといふことを立証すれば、その人に全額の不正連帯債務を負わせることができるというところにもなりかねないという解釈が一部においてあるわけでございます。そういういたしますと、どうもその辺の法的な措置をしつかり固めておかないと、簡単に故意、過失といふことをこの際それについてはすすのはどうであらうか、もう少しその辺の法律の整備を考えなければいけないのではないであらうかといふことでございます。

○大原委員 これをあらえて踏み切つて出された知議員のほうからもう一回簡単に結論的にひとつ……

○畑議員 その点ですけれども、先ほどもいろいろ議論がございましたが、いろいろな場合がある。四日市のような場合あるいは大阪、東京みたりなだれが犯人かわからぬといったような場合がある。それは確かにある。そういう点で七百十九条との関連でなかなか踏み切れなないというのが政府の態度だと思ひますが、われわれはそうかといつて、これをこのままにしましたらいつになつても研究課題でついに最後まで研究課題に終わるであらう、それほど複合公害といふのはなかなか広範囲になると微妙なものであります。そこでわれわれはこれはあらえて規定をして、少なくとも四日市あたりはこれで捕捉できる、しかも因果関係はわれわれは別なんですから、因果関係の

議論をしていふのではない、故意、過失の議論をしていふのですから、そういう場合に過失を被害者のほうで立証しなくてよろしい、原告のほうで立証しなくてよろしい、こういうことになるのですから大いなる進歩だと思ひます。七百十九条の問題は別の問題になつてくるのではないか、こゝういふふうに思つてあらえて提案したわけですが、

○大原委員 これは対策本部、政府の原案によりまして、無過失賠償責任の論議として危険責任論に基づいていふ。これは法文上は具体的にどういふふうに表示するか。それから野党案についてはどういふ見解を持つか。その観点から。

○植松説明員 別に法文の上で危険責任論云々の文句は出てまいりません。ただ危険責任主義の考え方が出ておりますのは、有害物質を具体的に指定をしていく、そしてその一定の有害物質を扱うことには極度の注意をしてもらいたい、その極限において故意、過失がなくとも責任を負うという無過失の考え方が生まれてくるということでございます。また、その点に關しましては野党案と少しも本質は変わらないと思ひます。

○大原委員 それでは野党案の特色は第三条、第四条があることが一つの大きな特色です。これは食品衛生法との関係ですね。薬事法との関係が第四条、これは非常にたくさん議論が出ておるわけですが、

私は、最初に厚生省にお尋ねしたいのですが、食品衛生法の関係で、いわゆる食品公害は野党の提案のような無過失損害賠償責任の対象として厚生省が賛成しなかつた。つまり対策本部の原案をつくる過程において賛成をされなかつた、こゝういふことについて私は一定の見解があると思ひます。あるいは各方面から意見が出ておるわけですが、それをかいつまんでひとつお答えいただきたい。

○横田説明員 食品の問題でございますが、食品に基因する危害を防止するために無過失責任論をとつてこれを防止する、こゝういふ考え方でござい

ますが、実は私も法体系的にこれがどうのこゝうのといふ点につきましてはお答えする立場にございませんで、現実には食品衛生法を施行しております行政の立場から申し上げますと、まず食品に基因する危害を防止するといふ点につきましては、食品の製造業者でございますとあるいは販売業者がその事業遂行をなすにあたりまして十分注意義務を果たすことによつて、危険な食品は一切製造、販売されてはならない、このような結果を来すような行政をなさなければならぬ、こゝう考えておるわけでございます。

そういう観点から、現行の食品衛生法におきましては、いま製造業者及び販売業者等の営業者に対しては、業種によりましては管理責任者を設置させますとか、あるいは製造設備を許可性にひつかけてまして厳重な審査をした上でその製造を許可するとか、そういう制約ないし義務を課しておるわけでございますが、これらの制約ないし義務のかけ方があるいは必ずしも十分でないのではないかと、こゝういふ問題はあろうかと存じます。たとえば食品関係に基因いたします大きな事故の例といたしましては、森永の砒素ミルクの事件でございまして、最近ではカネミのライスオイルの問題がございまして、前者につきましては、原料のチェックが必ずしも十分でなかつた、こゝういふ点の問題がございまして、それから後者の事件につきましては、製造装置の瑕疵にその原因があるといふふうになつておりますので、製造装置のチェックについて必ずしも十分でなかつた、こゝういふことがあるわけでございます。したがって、食品衛生法という取り締まり法規の体系の中におきまして、たとえば原料のチェックは必ずしなければならぬとか、あるいはある一定業種の製造業につきましては、製造装置のチェックはこれぐらいの頻度でこゝういふ点に着目しなければならぬとか、こゝういふ周知な注意が払われるような義務づけをする必要がある、こゝういふように考えておるわけでございます。

したがって、こゝういふ点を実際に実施を

程でパイプに穴があいておつて、そして塩化ジフェニールが混入した。これが大きな障害を及ぼして、顔が灰色になるとか、おできができるとか、そういうことになりまして結婚もできない、こういう人もたくさんおるわけですから、そこで後遺症の問題になつてくるのです。

そういう問題は、現行の民法七百九条の不法行為の問題だけでは、故意、過失の因果関係の問題だけでは、これは解決できないのではないかと、見解があるわけですが、これは私は食品公害を入れるか入れないかの一つの大きなポイントだと思ふわけですが、食品衛生法による三百数十の添加物自体については、横田審議官お話しのように、ずつといままでのことについて再点検を加えながらきびしくやつていって、国の責任を明確にしていけばなくなる可能性は十分にある。しかし、製造の過程の中で、つまり申請ではなしに、政府が進んで許可をした物質を正しい基準で使つていけば、これは監督を厳重にする限りはなくなるだろう。科学的な究明も並行していけばなくなるだろう。しかし、それ以外のものを、たとえば砒素なら砒素を使えば森永のミルクというものが、その性能上、よく充れるものが安くできるといふようなそういう条件にある場合、独目にそういうものを入れる、あるいは製造の過程の中で混入する。こういうふうな場合等を含めると、食品の問題は直接健康と生命にかかわる問題ですから、やはり無過失責任について大きな網をかぶせることは妥当ではないかという議論があると思ふわけですが、だから対策本部は、一つも議論もしなかつたのかどうか。この点については議員はいろいろ御見解でこれを入れたのか。食品衛生法との関係について御見解があれば、あらためてあわせてお聞きしたい。

○大原委員 その点、対策本部はどう考えておりますか。

○横松説明員 いままで議論が重ねられましたように、食品の問題につきましても、人の健康に非常に重大な影響があるというふうな問題、その点において公害と同じような位置づけができると思ひます。その意味からいいますと、当然公害について無過失の問題を考える場合には、この問題についても検討しなければならぬということ、われわれもそう思ひます。

現在、公害対策本部といたしましては、いわゆる公害対策基本法に基づく典型七公害というのを公害として定義づけしております。その範囲で役所の仕事といたしましてはわれわれはそれらのほうの問題を扱うわけですが、公害問題について具体的な案をまとめたということでございます。

食品の問題は、医薬品の問題も同様でございますが、厚生省の所管でございます。われわれは厚生省のほうに、その後当然横並びとしてそういう議論が出てまいりますので、その辺の検討を依頼したというのが本部の立場でございます。

○大原委員 つまり、国のやつたことについては国家賠償法もあるでしょうが、私法上の関係については民法と特例法があるわけですが、食品衛生法については、食品についての全製造過程についての監督取り締まりを厳重にする、こういうことが再点検の一つの項目に出しております。これは前に御答弁になったとおりですが、それが両々相まってやはりこの公害、つまり食品とか薬品といふような化学物質による直接的な汚染、それと大気とかその他環境汚染の問題は典型的公害で対策本部が出しているということですね。ですから、そういう本質的には似通つた問題があるわけですが、公害問題が大きくなると、食品問題や薬品問題が大きくなる、こういう相関関係が実際に住民と国民の間にはあるのですから、やはりこれは、総合的にとらえることが非常に必要です。そして一方では、やはり食品衛生法を根本的に改正をし

なければ、無過失責任だけをやつてもなかなか救済措置はできない。こういうことですから、やはり化学物質による、あるいは公害による健康被害、汚染といふものについては、将来はもとより観点で、ひとつ野党の案もしんじやくしながら考えてもらいたい。野党の案では、そういう食品衛生法なり、いわゆる国と国民との関係における食品衛生の規制についての側面が、法律の表面には出ておりませんけれども、そういう点がかく議論のあるところですから、そういう点については将来とも考えてもらいたい。時間の関係でそういう希望を申し上げておきます。

第四條の問題は、これはかなりたくさん議論が出ております。私もその中で、野党の案に對しまして出ておる議論については耳を傾ける点もたくさんあるわけがあります。薬務局は一体どういう考え方をこの野党の案については持つておるか。これは遠慮も会釈も要りませんから、ひとつ率直にお答えになつて下さい。

○山高説明員 医薬品につきましては、先ほど食品について御答弁申し上げましたように、基本的には同じイデオロギーで考えておりますが、特に医薬品の場合に、無過失責任を課しました場合、不測の危険にさらされることをきりまして非常意欲を喪失するといふようなことも考えられるわけでございます。そういう点をいろいろ考慮いたしますと、やはり薬事関係法令の規定等を整備するとあるいは指導を強化しまして、企業の過失責任を重くすることにしまして、実質上無過失責任と同様の効果をたらすほうが政策上得策であると考えておるわけでございます。

○大原委員 これも一つの議論です。二つをあげられたわけですね。薬といふのは大体毒なんです。ですから毒と薬の効果、薬効といふのは背中合わせですね。毒をもつて何とかを制す。ただ、毒にも薬にもならぬといふ薬もあるわけですね。インチキナもあるわけですね。外国では薬と認めないようなやつを日本では薬、薬といつてマ

スコミでコーミシャルをして売っているものもある。これもやはり問題ですね。

このことはよくいまして、あなたが言われた点で第一の点は、そういう薬の本質に基づいて薬の新しい開発をする。制ガン剤でもやっぱり放射能を使ったりするわけです。放射能の量を過ぐすとまたガンになるわけでしょう。そういう側面があるわけですから、環境の汚染というふうな間接的な化学物質による汚染というふうなものとは少し違ふという点はわかる。だからそれを不当にチェックすることになれば、これは問題だということですね。

それからもう一つ、薬事法を改正して、食品衛生法と同じように国が取り締まりの規制をきちっとしておいて企業責任を明確にしていかなければ、薬によるそういう事故、公害というものはなくなる、そういうことですね。

そこで私は、具体的な問題を厚生省薬務局に質問したいわけです。サリドマイドの事件は、御承知のようにサリドマイドという睡眠薬を妊娠をいたしておる婦人が飲みましたならば胎児に影響を与えていく、奇形児が生まれていくというのがサリドマイドの事件であります。大日本製薬はこれを申請するにあたって、そういう問題については動物実験も臨床実験もしていなかったと思われたいわけです。国際的にそういうふうな常識でありました。しかし、サリドマイドと奇形児との因果関係というものが相対的に認められるようになった。特にドイツのレント博士がその研究結果を発表いたしましたから大きな反響を呼びまして、この問題は逐次外国におきましても問題が解決されておるわけですが、そういう厚生大臣に許可を申請した薬のデータの中に、当然妊婦に対する影響、奇形児が生まれるという危険性、そういうものについて申請の資料の中にメーカーが触れていない、研究が足りていない。そういう面に対する企業の責任というものは一体どういふことなんでしょうか。これは資料が十分でなかった、許可をした厚生

省の検討のしかたが十分でなかった、こういうことにはならぬのですか。

○山高説明員 サリドマイド事件は現在裁判所に係属中でございまして、国が被告になっておりますので、本件については具体的な確答を差し控えてさせていただきますと思っておりますが、一般的にいまして、昭和四十二年以降、新薬の開発については非常に厳格にいたしまして、たまたまお話しのような資料も当然つけさせますし、いわば科学技術の限界に近いデータをださざるを得ないというのが現状でございます。したがって、今日の段階で十分な資料あるいは虚偽の資料等が出てまいりました場合には、それは当然に製造業者の故意あるいは過失であるということが断定できると思っております。

○大原委員 昭和四十二年以降についてはきびしい基準をやっているから、そういうものにおいては事故が起きた場合においては、民法七十九条の故意、過失で処理できる、こういうことですね。ただ現在十万元以上の薬が許可されているわけですね。これからの新薬の許可については、そういうきびしい基準があるわけですが、いままでのやつについては全く日本の場合は野放し状況ですね。そういうことから考えてみまして、たとえば二重盲検法で再点検をしろとかいろいろのがあるわけですね。アメリカは、アメリカの医師会が日本の医師会とは違うわけですが、しかし、その学術団体に對しまして委嘱をしまして、安全性について検討させる。日本のはメーカーの申請主義である。メーカーが文書で申請する、それで動物実験や臨床実験をつける、こういうようなことであります。ですからメーカーが許可をとりたいために、副作用やそういう毒の作用について、マイナス面について資料を隠したり、そういうふうなことがあれば、それは発覚しない限りは、因果関係が明らかにならない限りは被害者は救済されないということになるわけですね。だから日本は完全だといふふなことを言われるが完全ではない。日本の四十二年以降のことについても完全ではない。副作

用の追跡については二十年しかないので、二十年が済めば新しいものがどんどん出て、薬として許可できるわけですから、それだけではだめだ。だから薬事法はあなたが言われたこと以上にもう少し抜本的に検討すべきだ、こういうふうに思っています。それでない限りはやはり無過失責任について網をかぶせておいてやるという、議員はかの野党提案というものが合理性があると思うのです、いかがですか。

○山高説明員 たいへん貴重な御意見を拝聴いたしました。十分先生の御趣旨を体してさらに検討を進めたいと思っております。しかしながら、ただいまお話もございましたが、製造業者の企業責任という点について十分に整備してまいりますれば、無過失責任というふうな事態はほぼなくなる、実質的には無過失賠償責任と同様の効果を生ずる、しかも政策的には新薬の開発その他を促進するといふことで得策ではないかと考えているわけであり

ます。

○大原委員 私、厚生省、法務省の態度でけしからぬと思っているのは、サリドマイド事件で政府が被告になっておるといふことですね。政府が被告になって、被害者であるサリドマイド奇形児を持つておる——きのうも裁判があったでしやう。そういう奇形児を持つておる親権者その他の訴訟に對しまして、これは防戦する側、企業と同じような側に立って防戦している。因果関係がなかった、故意、過失に對しても反対の立証をしていないというのだが、それは私は裁判の記録を十分見ていないからわからないけれども、そういうことになれば被害者の立場というものはないのじゃないか。政府はどちら側についているのだということになる。いまの薬事法の解釈でも、政府は大日本製薬がサリドマイドの睡眠薬について申請をするときに、メーカー主義である、それから文書主義である、そういうことでやっておる。その資料の範囲内で許可を厚生大臣は与えておるのである。その資料、データ以外に、妊産婦が飲んだ場合に胎児が奇形児になるというふうな問題につい

てはデータがなかったのだから、そういう事態が出た場合においては、厚生大臣はそれを企業者の責任といふことは別個に、これは被害者の立場に立って——これは政府の責任じゃない、その範囲においては。であるから、やった企業のデータが不足である、あるいは副作用の追跡が怠慢であった、そういうことについてはつきりした態度をとるべきじゃないですか。そういうことが、私は政府のやり方は間違いないかと思うんだ。政府が同じように被告席にあって、メーカーと同じように防衛するといふようなことは、そして被害者をいじめるといふような結果になることは、これはおかしいじゃないか。これはアンブル入りのかぜ薬の事件もありましたし、あるいはサリドマイドの事件以外にも、最近ではモンのキノホルムの整腸剤の問題が出ております。これはまだ訴訟なんかにはなっていないと思っております。だが、そのときの政府の立場というものはつきりしなければ、企業責任が明確にならないのではないかと思ふのですが、いかがですか。

時間が来ているから私が協力しますが、つまりこのことはひとつあり方について根本的に検討してもらいたい。何といたっておかしいですよ。薬によつて、幾ら合法的な薬であっても、許可されている薬であっても、その面は食品衛生法とはまた違ふと思ふんですよ。食品衛生法は三百数十種添加物を政府は許可しているんですよ。そしてWHOの百分の一くらいの低いところに基準を設けているわけでしょう。しかし、薬については毒と薬が背中合わせだといふことからもうすけれども、副作用についても、開発のときにもそうであると思ふ。そういう追跡のできないメーカーは、たとえ中小企業対策上といえどもそんなものは存続をさせる意味はない、これからだんだん医療が高度化していく上においては。ですから、そういう点について政府が責任の分野を明確にすることが企業責任を明確にしてこの害をなくすこと、だから薬事法においてもそういう点を検討しなければ

ば、薬による公害というのとはならぬだろう、
こういうふうに私は思うのです。その点が重要な問題であるから、私は部内において十分検討してもらいたい、いかがですか。検討してください。

○山高説明員 御指摘の点は、先生と全く同感でございます。企業の医薬品についての効能あるいは副作用については常時追及していくべき義務があると存しております。そういう点を十分重視しながら薬事法の運用を今後やっていきたい、こう考えております。

○大原委員 そこで、私が申し上げたい点は、食品衛生法も、薬事法もそうなのですが、いろいろな各方面から意見が出ておる。野党三党の提案に對してもいろいろな批判が出ておる。薬剤師会からの批判も私は見ました。これも主張の限りにおいては私ももつともだと思っておる。しかし、このことをなぐす道は、国民の立場に立って何かといえ、これは食品衛生法を完全なものにしていく。薬事法は抜本改正においてもむずかしい課題であるけれども、日本の薬務行政についても抜本的に改正をしていく。医薬分業等も私はやるべきだと思う。そうして患者に対して医師と薬剤師が別個の独自の責任を持つべきだと思う。そういう点等を含めてそういう対策を立てることにおいて初めてこの無過失責任の問題が、法文だけで有名無実ということはないが、存在の意義というものが薄れていくことになるであらう。

〔羽田野委員長代理退席、小澤（太）委員長代理着席〕

しかし、それが危険であるというふうな面がなく
なる。そういう面においては、私は逆に言うならば、第三条、第四条をつくられた野党三党の案というものは、大きな役割りを果たしてしかるべきである、大きな役割りを果たすのではないか、結果としてはそういうことになるのではないか、こういうふうに思っておるわけです。ひとつ提案者のほうから最後に見解を聞かしてもらって、こま

かい質問はきより省きましたが、私の質問を終わります。

○畑議員 まさにそのとおりであります。いろいろ医薬品関係などからも相当反対の意見が表明されておりますが、しかし、その薬業界におきましても、やはりまず自分たちがしつかりやらなければいかぬのだというような声は、まず第一に強いようであります。それで特にわれわれが問題にしたのは、あのサリドマイド事件、これが当時の技術としてはあるいは予見することができなかったかもしれないけれども、しかしそういうした場合に、過失を被害者のほうで立証しなければならぬということ、私は非常に酷だと思うのです。そこでやはりこういう法律が必要だ、そうして大きな網にかける必要がある。実際にはそうした薬事法あるいは食品衛生法でもっと取り締まりを強化をする。そうすることによって、確かにいまの質問者の大原さんの言われたように、われわれの案が実際にはそんなに働かないで済むようにひとつなつてもらいたい。その一つの促進剤にも役立ったと私は思っております。

以上、私の提案者としての見解を申し述べておきます。

○大原委員 終わります。

○小澤（太）委員長代理 次回は明十九日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

昭和四十六年五月二十九日印刷

昭和四十六年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A